

## 第1章 総 論

### 1. 計画策定の主旨

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

人類は未開の土地すなわちフロンティアに進出して資源が豊富な土地を獲得し、食料や物を生産する土地を切り開き、資源から食料や物を生産するための技術・システム・制度を作り出すことで人口を増やし経済社会を発展させてきました。その努力を積み重ね、他国との競争に打ち勝ち、大量の資源を確保できる地域や生産した大量の食品や物を消費する人口を抱えた地域を勢力圏とした国は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度を向上させることで物質的な豊かさを手に入れ先進国となりました。



しかし、このような大量生産・大量消費型の社会を構築していく過程で様々な問題が生じ、人類の将来の生存基盤を脅かしつつあります。こうした危機感を背景に、2015年9月の国連サミットにおいて、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが進められています。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食料や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せるような技術・システム・制度、すなわち、資源生産性の高い循環型社会を構築し、世界に広げることで、資源を巡る争いがなく誰もが持続可能な形で資源を利用できる世界を目指すことです。



このような世界を目指すため、わが国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に進めています。

豊山町（以下、「本町」といいます。）では、平成21年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、「循環型社会を実現することにより、環境保全に寄与するまち」を将来像として、ごみ減量目標と、生活排水処理の目標を掲げ、資源循環型社会の構築に取り組むとともに、ごみ処理の広域化を進めるため、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは平成22年度から名古屋市ごみ処理施設で委託処理を実施しています。

以上のような背景から、一層の廃棄物の減量・資源化を推進するとともに、長期的かつ総合的な視点に立ち循環型社会の形成を進めるため、現計画の施策と目標を見直し、「第2次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」といいます。）に改定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、本町総合計画に示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づく基本方針の趣旨に則った計画で、長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、一般廃棄物の排出の抑制及び発生から最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

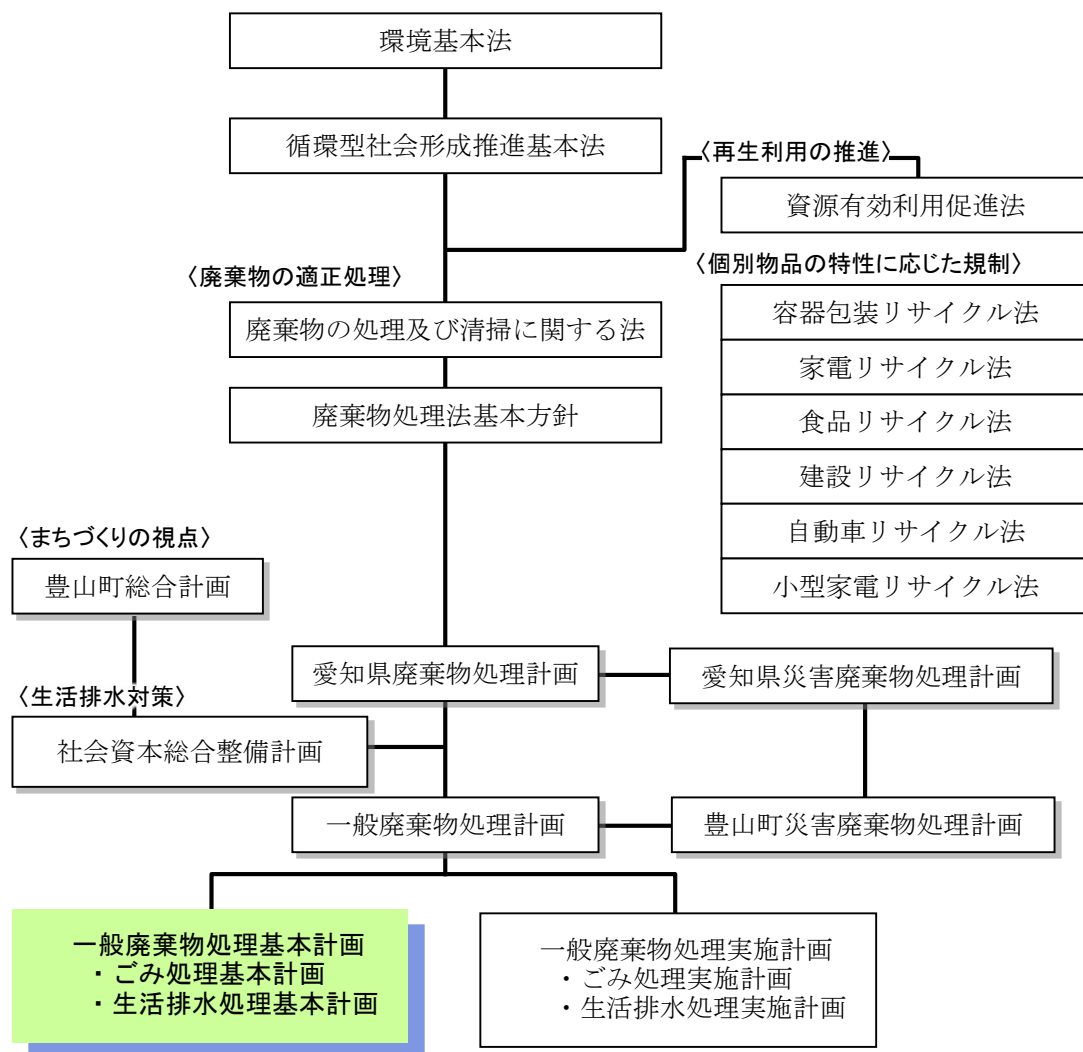


図 1-1 計画の位置づけ

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を計画初年度とし、令和16年度を目標年度とする15年間の計画期間とします。

なお、計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や愛知県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

| 西暦      | 2018  | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024    | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029    | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034    |
|---------|-------|------|------|------|------|------|---------|------|------|------|------|---------|------|------|------|------|---------|
| 和暦      | H30   | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6      | R7   | R8   | R9   | R10  | R11     | R12  | R13  | R14  | R15  | R16     |
| 内容・計画期間 | ▲基準年度 | 計画改定 |      |      |      |      | ▲中間目標年度 |      |      |      |      | ▲中間目標年度 |      |      |      |      | ▲計画目標年度 |

図 1-2 計画の期間

### 4. 計画の範囲

本計画の対象区域は、本町全域とします。

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-3 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

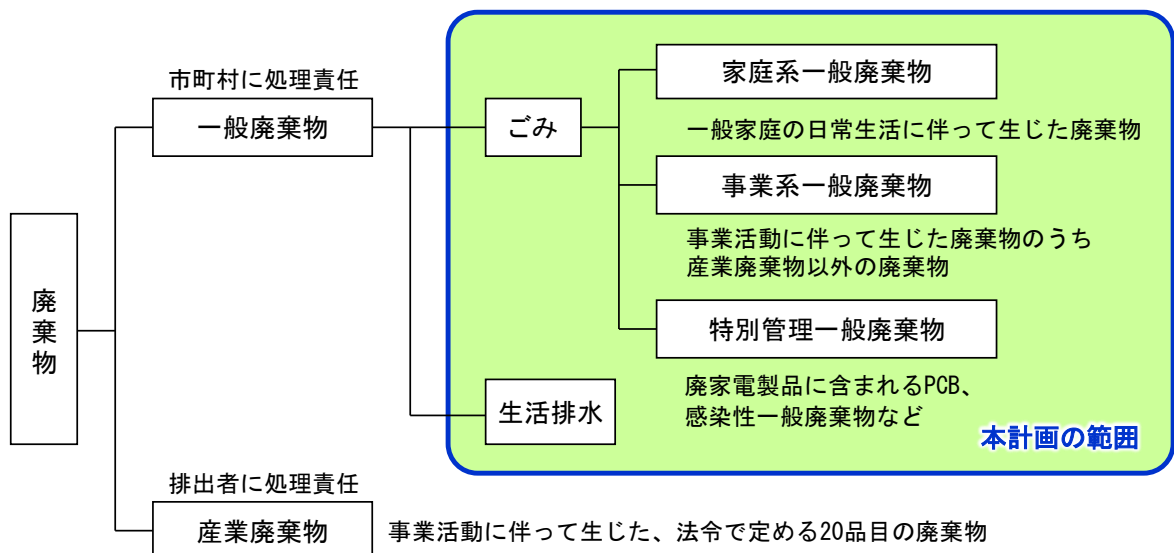


図 1-3 廃棄物の種類と計画の範囲

## 第2章 現計画の総括

### 1. 目標達成状況

現計画で定めた減量目標の達成状況は、表 2-1 に示すとおりです。

なお、現計画では鴨田エコパークに搬入された事業系生ごみの量がごみ排出量として計上されていないため、平成 20 年度の実績値と目標値に相違があります。

表 2-1 現計画の目標値と実績

| 項目                 | 単位    | 実績値      |          | 目標値      | 評価 |
|--------------------|-------|----------|----------|----------|----|
|                    |       | 平成 20 年度 | 平成 30 年度 | 平成 33 年度 |    |
| 家庭系ごみ原単位           | g/人・日 | 616      | 614      | 568      | ×  |
| 資源化量原単位            | g/人・日 | 125      | 77       | 128      | ×  |
| 事業系ごみ<br>1 日あたり排出量 | t/日   | 12.2     | 6.0      | 11.4     | ○  |
| 総排出量原単位            | g/人・日 | 1,586    | 1,069    | 1,465    | ○  |

注) 評価は、「○：達成」「△：概ね達成」「×：未達成」としました。

#### (1) 家庭系ごみ原単位

平成 20 年度実績に対し 8%・48g の削減を目標とした家庭系ごみ原単位は、平成 30 年度実績で 614g と 1%・2g の削減であり、目標達成が厳しい見込みです。

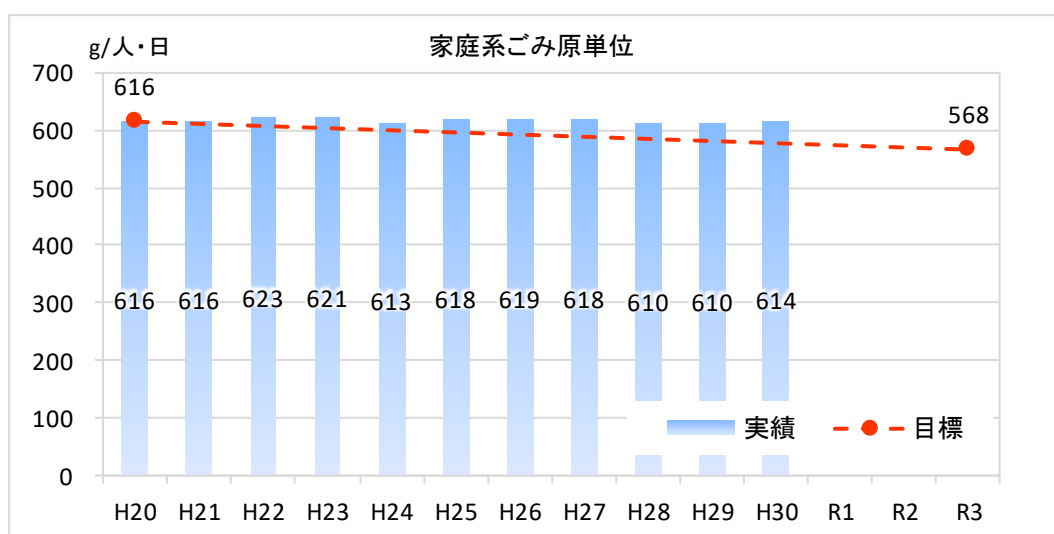


図 2-1 家庭系ごみ原単位の実績と目標

## (2) 資源量原単位

平成 20 年度実績に対し 2%・3g の増加を目標とした資源量原単位は、スーパーなどに設置されている民間事業者による古紙回収ボックスなどへの排出が増えたことで町の把握できる資源の量が減ったことから、平成 30 年度実績で 77g と目標を大きく下回り、達成が厳しい見込みです。

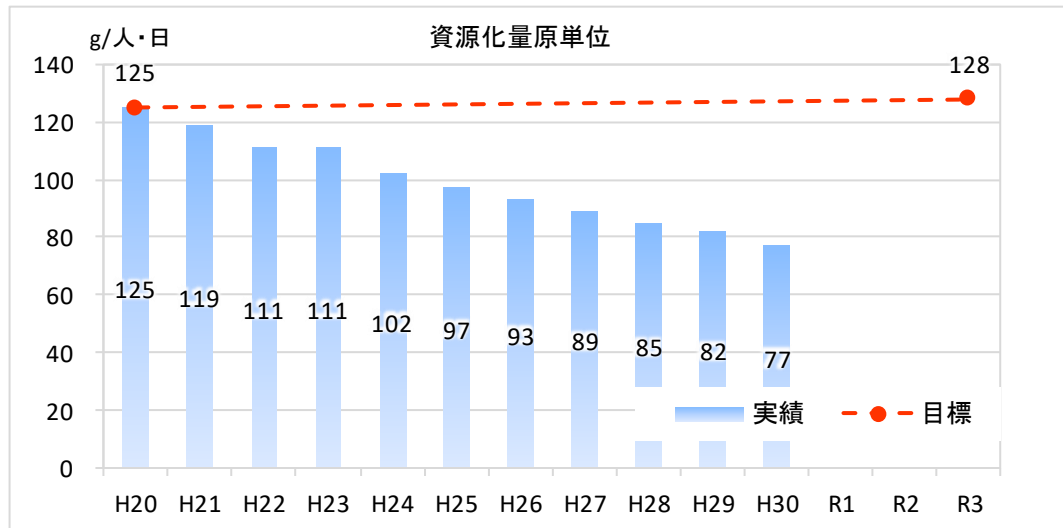


図 2-2 資源量原単位の実績と目標

## (3) 事業系ごみ 1 日あたり排出量

平成 20 年度実績に対し 7%・0.8t/日の削減を目標とした事業系ごみ排出量は、平成 22 年度に事業系ごみ処理手数料を 1kg あたり 20 円から 32 円に値上げしたことにより、平成 30 年度実績で 54%・6.2t/日削減されており、目標を十分達成できる見込みです。

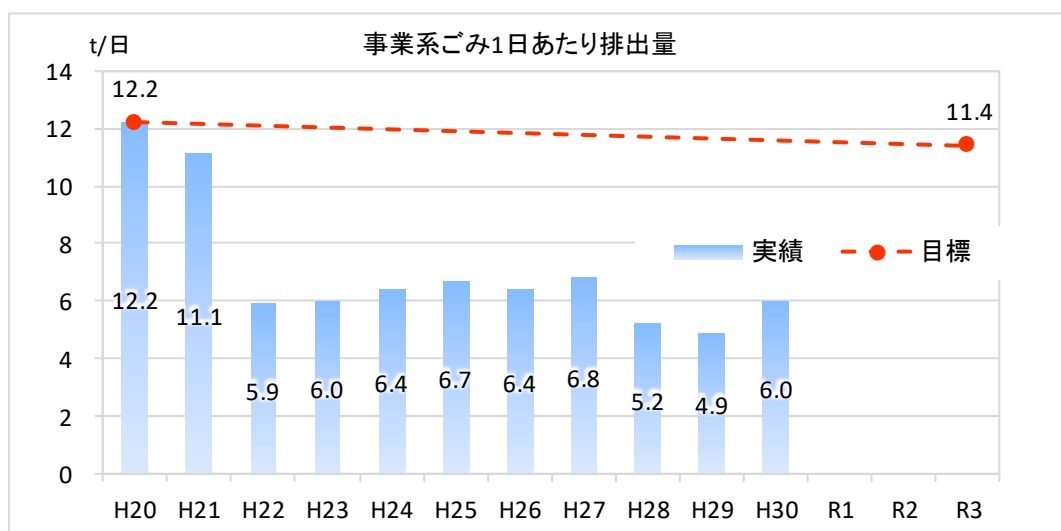


図 2-3 事業系ごみ発生量の実績と目標

#### (4) 総排出量原単位

平成 20 年度実績に対し 8%・121g の削減を目標とした総排出量原単位は、事業系ごみ排出量が大きく減少したことで、平成 30 年度実績は 1,069g となり、目標を十分達成できる見込みです。

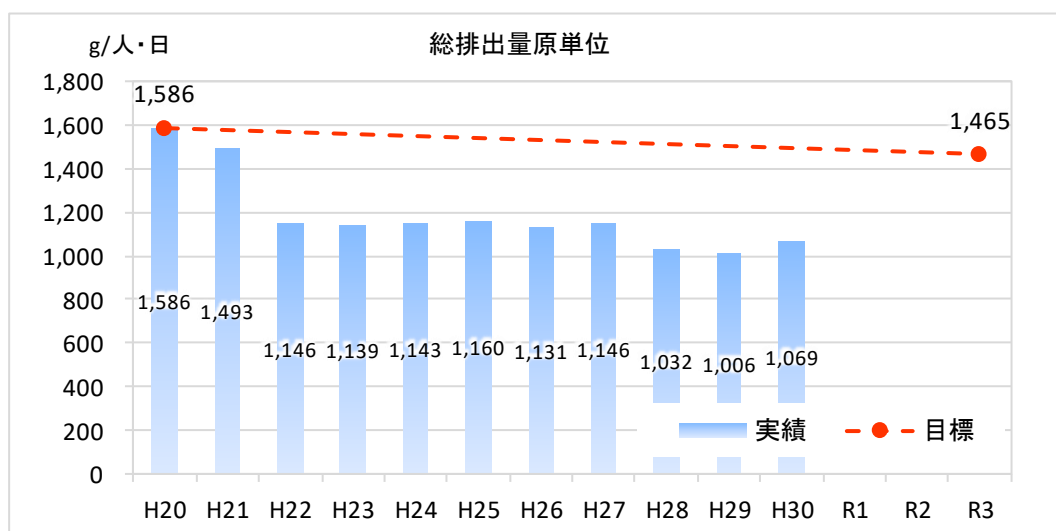


図 2-4 総排出量原単位の実績と目標

## 2. 施策の実施状況

現計画に示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 (1-1) 現計画の施策実施状況 (町の取り組むべき事項)

| 施策      |                            | 実施状況                                                                 | 評価※ |
|---------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----|
| 手数料     | 家庭系ごみの適正な手数料負担の検討          | 様々なごみ減量施策を実施するにあたり、協力を求める観点から手数料負担の検討を行いませんでした。                      | ×   |
|         | 事業系ごみの適正な手数料負担の検討          | 平成 22 年度に名古屋市ごみ処理施設搬入に伴い処理手数料を 20 円/kg から 32 円/kg に改めました。            | ○   |
| 体制整備    | 町民・事業者・町の協働                | 環境イベント等を通して啓発を行いました。                                                 | ○   |
|         | 環境教育                       | 環境イベント等を通して教育を行いました。                                                 | ○   |
|         | 分別指導の徹底                    | 廃棄物減量等推進審議委員を通じてごみ減量や分別の徹底を図りました。                                    | ○   |
|         | 拠点回収の拡充                    | スカイプール駐車場において金・土・日曜日の期間リサイクルステーションにおいて資源回収を拡充しました。                   | ○   |
|         | 小売店での資源回収の推進               | 小売店において容器包装リサイクル法に基づく自主的な回収が行われています。                                 | ○   |
| 広報啓発・指導 | 挑戦目標の設定                    | ごみ減量化に向けて町民が行うごみ減量の取組について、具体的な設定を行うことができませんでした。                      | ×   |
|         | 広報ツールの充実                   | 広報誌及びホームページ並びに出前講座等で情報提供や啓発を行いました。<br>「ごみの分け方・出し方」パンフレットの全戸配布を行いました。 | ○   |
|         | 町民参加型のイベントへの支援・協力          | 町民が行うエコ料理体験やフリーマーケットの支援を行いました。                                       | ○   |
|         | ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及、広報啓発 | 広報誌及びホームページ並びに出前講座等で情報提供や啓発を行いました。                                   | ○   |
|         | 環境教育の推進                    | ごみゼロ運動等における分別作業を実施しました。                                              | ○   |
|         | 事業者に対しての広報啓発・指導            | 不適正排出事業者への個別指導を実施しました。                                               | ○   |

※ 評価指標 「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」

表 2-2 (1-2) 現計画の施策実施状況（町の取り組むべき事項）

| 施策   |                                    | 実施状況                                             | 評価※ |
|------|------------------------------------|--------------------------------------------------|-----|
| 情報提供 | 清掃工場における処理方法、処理費用等の広報、バイオマス利用の情報提供 | 広報誌及びホームページ等により情報提供や啓発を行いました。                    | ○   |
|      | 処理費用等の広報                           | ごみ処理は税金で賄われていることについて、広報を通じて情報提供を行いました。           | ○   |
| 助成制度 | 家庭用生ごみ処理器等購入費補助金制度の拡充              | 生ごみ処理機等購入費補助金制度の活用をPRしましたが、平成 24 年度で補助制度を廃止しました。 | ○   |
|      | 集団回収の支援の継続                         | 各種団体に集団回収支援制度をPRし、回収実績に応じて支援を行いました。              | ○   |
|      | ごみ減量推進協力店、表彰制度の検討                  | 一部の店舗とレジ袋有料化取組に関する協定を締結することでごみ減量を行いました。          | △   |

※ 評価指標「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」

---

## 第3章 現状の把握

---

### 1. 地域の概要

#### (1) 位置と地勢

本町は、愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は春日井市、西は北名古屋市、北は小牧市に接しています。東西約 2.7km、南北約 3.2km、面積は 6.19km<sup>2</sup> と県内で最も小規模であり、そのうちの 3 分の 1 を県営名古屋空港が占めており、ほぼ全域が名古屋市の都心部から 10km 圏内に位置しています。

県営名古屋空港は、国内各地と航路で結ばれ、中部地方における小型飛行機の拠点空港として機能しています。

町内に鉄道駅がないため、バス交通が公共交通網を形成しており、タウンバスや民間バスが町内外の主要なアクセス手段となっています。

また、国道 41 号線、国道 302 号、名古屋高速 11 号小牧線、名古屋第二環状自動車道があり、広域的にみても交通利便性の高い地域となっています。



図 3-1 位置図

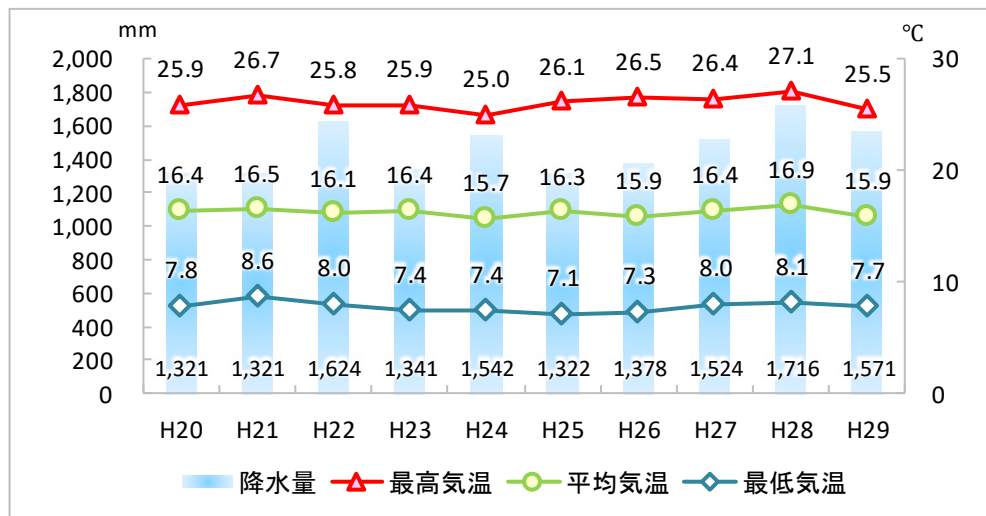
#### (2) 沿革

明治 39 年に豊場・青山村が合併し、両村の 2 字が組み合わされて豊山村が誕生した。その後町制施行により昭和 47 年に豊山町となり、現在に至っています。

## 2. 自然条件

本町は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、地形は海拔9メートル前後と極めて平坦な地形です。域内には、大山川、久良木川、堂前川、境川などの河川が流れ、うるおい豊かな空間となっています。

気候は、年間を通じて温暖であり、木曽川・庄内川などの沖積地に発達した生産性の高い肥沃な土地を利用して、古くから農業が発展してきました。



出典：西春日井広域事務組合「消防年報」

図 3-2 気温と降水量

### 3. 社会条件

#### (1) 人 口

##### ① 人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移は、表 3-1 及び図 3-4 に示すとおりです。

本町は、名古屋都心へのアクセスが容易であることやマンション開発が進んだことなどから、人口及び世帯数は堅調に増加を続けています。

表 3-1 人口及び世帯数の推移

| 区 分    | 人口（人）  |       |       |     | 世帯数<br>(世帯) | 1 世帯当<br>たりの人<br>口（人） |
|--------|--------|-------|-------|-----|-------------|-----------------------|
|        | 総 数    | 男     | 女     | 外国人 |             |                       |
| 平成21年度 | 14,441 | 7,165 | 6,820 | 456 | 5,732       | 2.52                  |
| 平成22年度 | 14,624 | 7,283 | 6,894 | 447 | 5,834       | 2.51                  |
| 平成23年度 | 14,409 | 7,183 | 6,805 | 421 | 5,690       | 2.53                  |
| 平成24年度 | 14,770 | 7,380 | 6,957 | 433 | 5,884       | 2.51                  |
| 平成25年度 | 14,972 | 7,483 | 7,058 | 431 | 5,928       | 2.53                  |
| 平成26年度 | 15,113 | 7,589 | 7,107 | 417 | 6,063       | 2.49                  |
| 平成27年度 | 15,211 | 7,639 | 7,139 | 433 | 6,184       | 2.46                  |
| 平成28年度 | 15,394 | 7,706 | 7,255 | 433 | 6,326       | 2.43                  |
| 平成29年度 | 15,544 | 7,772 | 7,330 | 442 | 6,433       | 2.42                  |
| 平成30年度 | 15,726 | 7,851 | 7,417 | 458 | 6,592       | 2.39                  |

出典：豊山町の統計・各年 4 月 1 日

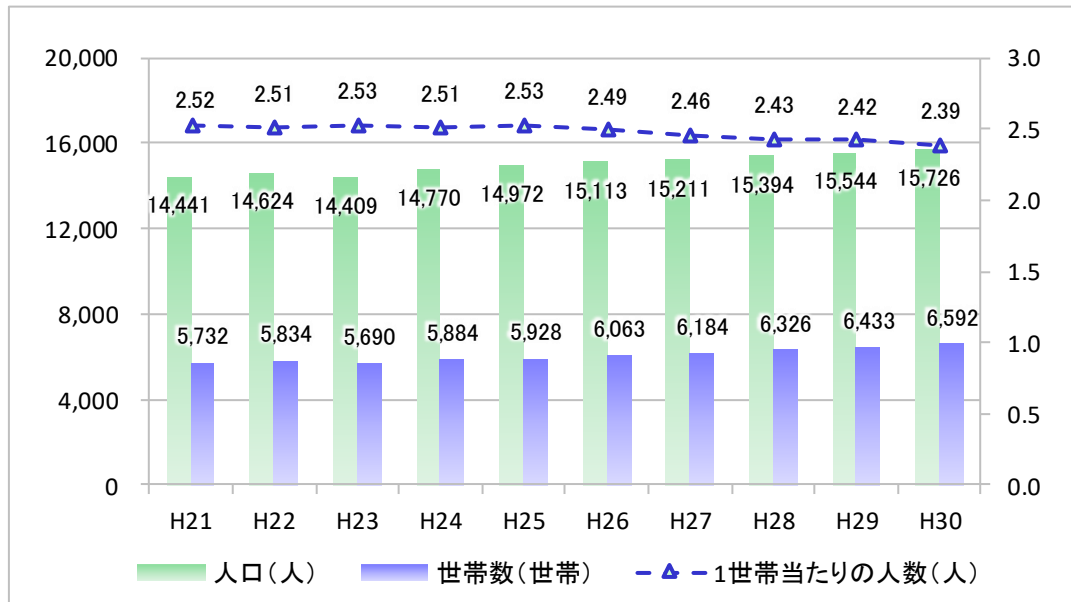
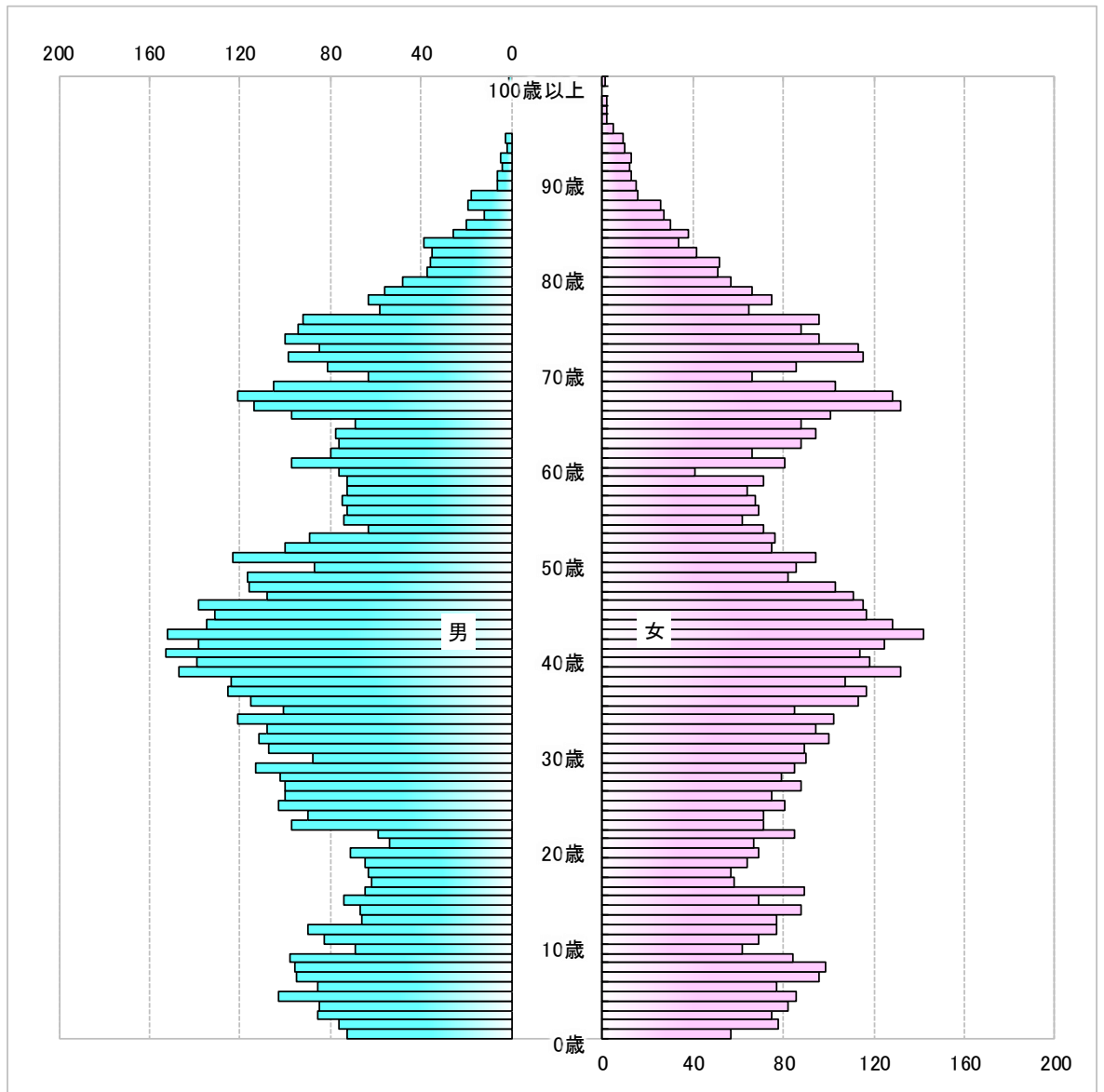


図 3-3 人口及び世帯数の推移

## ② 人口構成

本町の年齢別人口構成は、図 3-4 に示すとおりです。

40 代を中心とした世代に厚みのある人口構造で、0～14 歳の子どもや 15～64 歳の現役世代が多い年齢構成です。



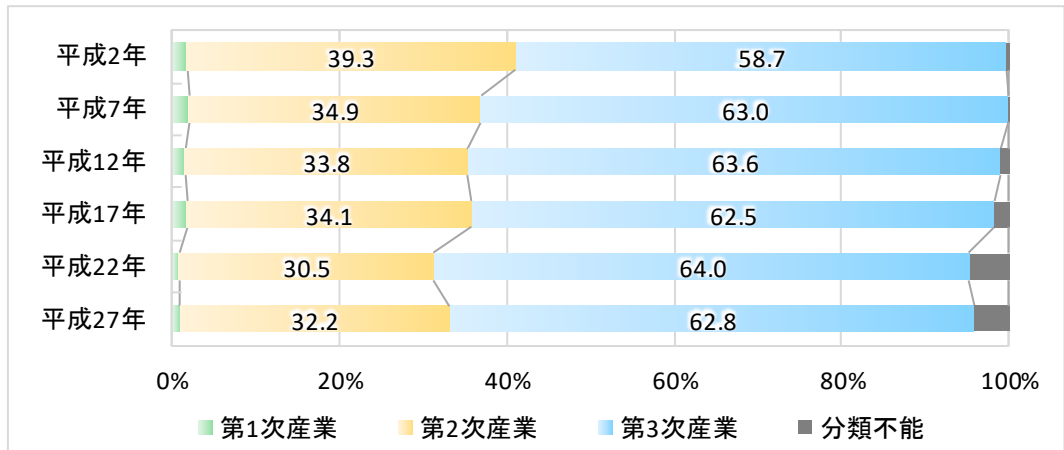
出典：国勢調査（年齢不詳を除く）

図 3-4 人口ピラミッド（平成 27 年 10 月 1 日）

## (2) 産 業

### ① 産業別就業人口

産業大分類別の就業者人口を見ると、第2次産業、第3次産業がそのほとんどを占めており、第3次産業の割合は増加しています。

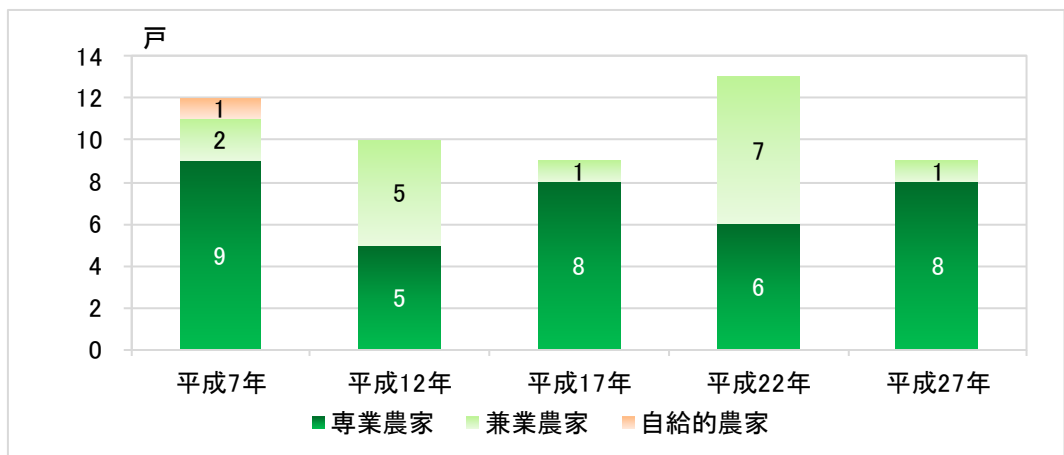


出典：国勢調査

図 3-5 産業大分類別就業人口の推移

### ② 農 業

本町の農業は、濃尾平野のほぼ中央に位置しており、平坦な沖積地であることから、古くから稲作を中心とした農村地域として発展してきました。また、名古屋市近郊にありながら、農地が町域の約 10 分の 1 を占めています。近年は稲作のほか、野菜栽培が中心となってきており、レジャー農園が町民に利用されています。

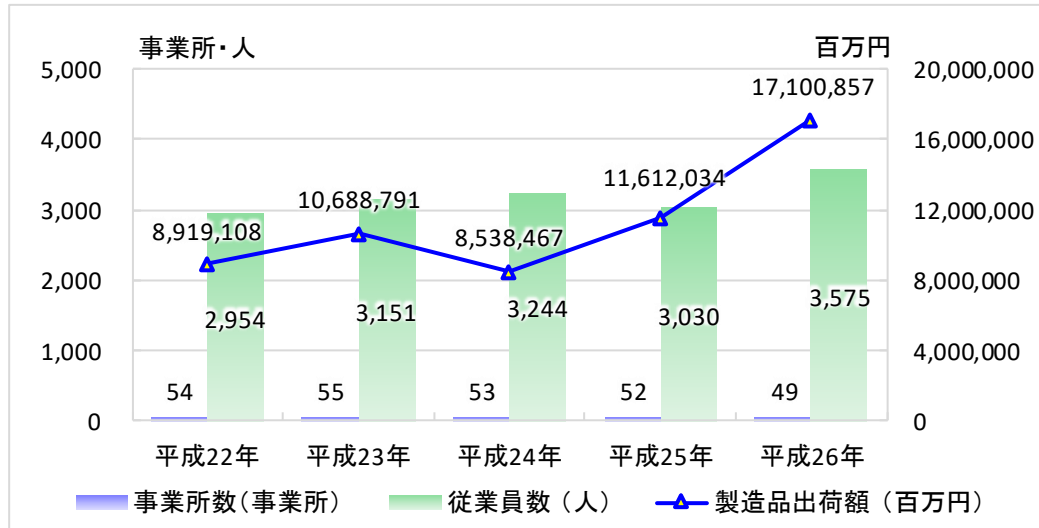


出典：愛知県統計年鑑（世界農林業センサス）、平成 27 年は「あいちの農林業」

図 3-6 農家数の推移

### ③ 工 業

本町は、名古屋都心部から 10km 圏内に立地するという恵まれた立地にありながら地価が名古屋市の約半分という魅力的な条件で、高速道路が町域を囲み、道路状況に恵まれていることから、町内には食料品、パルプ・紙、金属製品、生産用機械、電子機器、輸送機械などの分野の企業が進出しています。

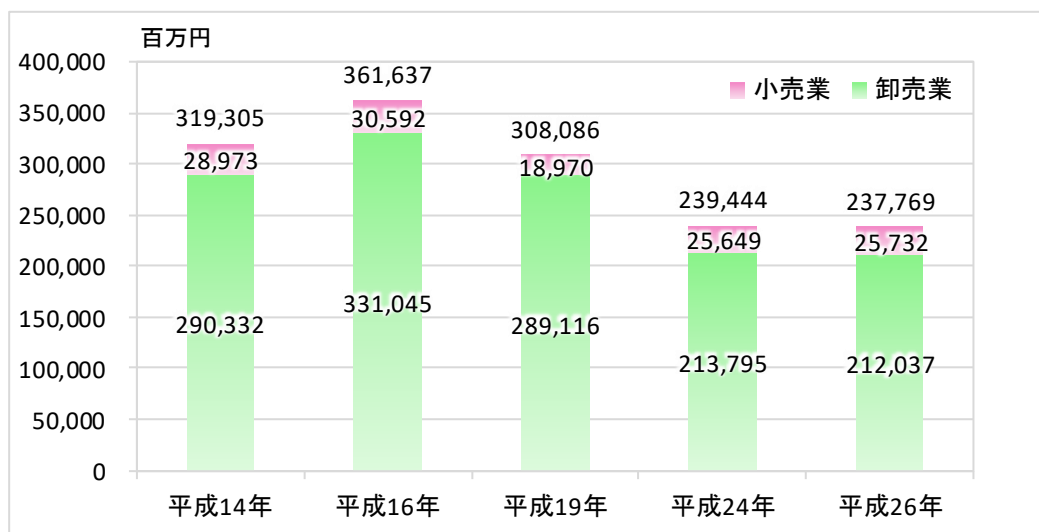


出典：工業統計調査

図 3-7 工業の推移

### ④ 商 業

本町は、名古屋市中央卸売町場北部町場が設置されていることもあり、卸売業の年間商品販売額が約 9 割を占めています。

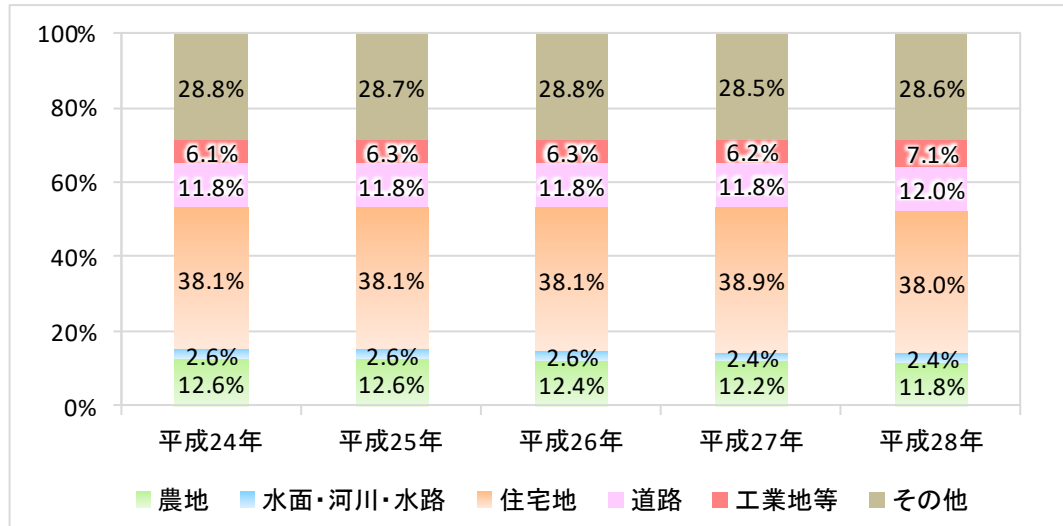


出典：愛知県統計年鑑（商業統計調査）、平成 24 年は「経済センサス-活動調査」

図 3-8 年間商品販売額の推移

### (3) 土地利用

本町の土地利用は、大きな変動は見られないがわずかに農地が減少し工業地が増加しています。



出典：愛知県地域振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」

図 3-9 土地利用の推移

## 4. 上位計画・関連計画

### (1) 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

愛知県ごみ処理広域化計画では、豊山町及び北名古屋市で構成する北名古屋衛生組合（以下、「組合」といいます。）のごみ処理施設について、名古屋ブロックの中で広域化を進めることが定められ、本町は平成22年度から名古屋市にごみ処理を委託し、令和2年の稼働に向けて（仮称）北名古屋清掃工場の建設が進められています。

表 3-2 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画の概要

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画名称・策定年月 | 第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画・平成21年3月                                                                                                                               |
| 計画期間      | 平成20年度～平成29年度                                                                                                                                           |
| 整備計画      | 13の広域化ブロックを基本に、可能な限り焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指し、焼却施設の整備を進める。                                                                                              |
| 施策の内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋ブロック（名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町、あま市）</li> <li>・整備計画<br/>新清掃工場建設時に北名古屋衛生組合環境美化センターを統合することにより、5施設への集約化を目指す。</li> </ul> |

## (2) 豊山町第4次総合計画

豊山町第4次総合計画では、まちづくりの基本理念「小さくて キラリ と輝くまちづくり」と将来像「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」を掲げ、本町が目指すまちの将来像の実現に向けて3つの重点目標「～人・産業・生活空間がキラリと輝くまちを目指して～」と各分野に実現を目指す7つの分野別まちづくり目標を設定しています。目標1:「快適で活気あふれるコンパクトなまち」、目標4:「地球にも人にもやさしい持続可能なまち」の施策に一般廃棄物処理に関する目標と主要施策が記載されています。

表 3-3 豊山町第4次総合計画の概要

| 項 目       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画名称・策定年月 | 第4次豊山町総合計画・2010年3月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 計画期間      | 2010年度～2019年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| まちの将来像    | にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 一般廃棄物の目標  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の家庭ごみ排出量（人口当たり）<br/>2007年度：235kg、2019年度 212kg 以下</li> <li>・年間の廃棄物量<br/>2017年度：7,291t、2019年度 4,900t 以下</li> <li>・家庭ごみに占める分別資源の割合<br/>2017年度：17.7%、2019年度 25.5%</li> <li>・下水道の普及率<br/>2017年度：37.2%、2019年度 64.0%</li> <li>・下水道の水洗化率<br/>2017年度：20.12%、2019年度 59.0%</li> </ul>                                                                                           |
| 施策の内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量対策の推進：豊山町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制と減量化対策を推進します。特に、事業系ごみの排出量の一層の抑制に向けて、事業者に対する協力要請や意識啓発を行います。</li> <li>・資源分別収集・再資源化の推進：資源の分別収集や再資源化に向けて、リサイクルステーションを拠点にごみ資源化事業を推進します。また、資源排出、分別ルールの適正化や啓発、資源分別収集に対する奨励金の交付など、町民と一体となった資源分別収集を推進します。</li> <li>・下水道の整備促進：認可区域の整備促進を図り、普及率の向上を目指します。</li> <li>・水洗化率の向上に向け、下水道の啓発活動を行うとともに、未接続事業所や世帯に対する戸別調査などを通じて早期接続を働きかけます。</li> </ul> |

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1. ごみ処理の現状

#### (1) ごみ処理の体制

##### ① 分別区分

本町が収集・回収する家庭から出るごみの分別区分は、表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1 分別区分（令和元年度）

| 分別区分  |       |             | 種類                                                                                                      |
|-------|-------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活系ごみ | 家庭系ごみ | 可燃ごみ        | 台所ごみ、木くず、革・ゴム製品、CD、MD、ビデオテープ、おもちゃ、リサイクルできない紙類など                                                         |
|       |       | 不燃ごみ        | 陶器、乳白色ビン、電球、傘、ガラス類など                                                                                    |
|       |       | 粗大ごみ        | 机、タンス、オーディオ、自転車、畳など                                                                                     |
|       |       | 乾電池         | 乾電池                                                                                                     |
|       |       | ライター        | ライター                                                                                                    |
|       |       | 蛍光灯・体温計     | 水銀含有物                                                                                                   |
|       | 資源    | びん          | 無色びん、茶色びん、黒色びん、青・緑色びん、ビールびん、一升びん                                                                        |
|       |       | 缶           | 飲料用、ビール、お菓子、のり、お茶などの缶<br>※アルミ・スチール・スプレー缶に分別する。<br>※スプレー缶は、穴を空けないで出す。                                    |
|       |       | ペットボトル      | 飲料用、酒類用、調味料用<br>※キャップは必ず外してプラスチック製容器包装に出す。                                                              |
|       |       | プラスチック製容器包装 | プラマークの付いている容器・包装材                                                                                       |
|       |       | 食品トレイ       | 白色食品トレイのみ<br>※透明・色・柄物は、プラスチック製容器包装に出す。                                                                  |
|       |       | 古紙類         | 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、飲料用紙パックなど<br>※種類別に十文字にしぼる。雑紙は、雑誌に挟むか紙袋に入れて出す。<br>※新聞紙は指定容器に入れる際に、盗難防止のため、しばったひもを切って入れる。 |
|       |       | 古布類         | 古着など<br>※透明か半透明の袋に入れて出す。                                                                                |

## ② ごみ処理フロー

本町の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは、平成 22 年度から名古屋市ごみ処理施設で委託処理を行っており、中間処理後の焼却残渣は、組合及び公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）の最終処分場に埋め立てられています。

その他の処理・処分を必要とする、蛍光灯、乾電池などの有害・危険ごみは、専門の業者で委託処理されています。

資源の回収は、本町が資源集積所で行うステーション回収に加えて、町民による集団回収も行われています。

また、事業系生ごみの一部は、組合の鴨田エコパークで資源化が行われています。

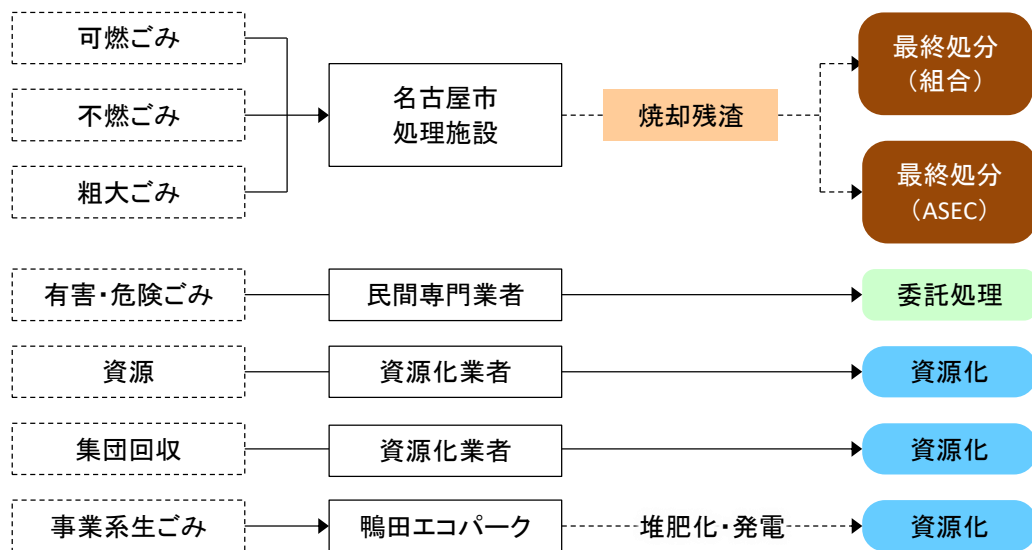


図 4-1 ごみ処理フロー（令和元年度）

### ③ 収集・運搬

本町における令和元年度の収集・運搬体制は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2 収集・運搬体制（令和元年度）

| 分別項目  |             | 収集形態 | 収集方法     | 収集回数    |
|-------|-------------|------|----------|---------|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ        | 委託   | 路線収集     | 週 2 回   |
|       | 不燃ごみ        |      |          | 月 2 回   |
|       | 粗大ごみ        |      | 戸別収集     | 週 1 回   |
|       | 乾電池         |      | 拠点回収     | 随時      |
|       | ライター        |      |          |         |
|       | 蛍光灯・体温計     |      |          |         |
| 資源    | びん          | 委託   | ステーション回収 | 月 2 回   |
|       | 缶           |      |          |         |
|       | ペットボトル      |      |          |         |
|       | プラスチック製容器包装 |      |          |         |
|       | 食品トレイ       |      |          |         |
|       | 紙パック        |      |          |         |
|       | 古紙類         |      |          |         |
|       | 古布類         |      |          | 月 1 回   |
|       | 上記資源        |      | 拠点回収     | 毎週金・土・日 |

### ④ 中間処理

本町の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、名古屋市に処理を委託しています。

乾電池、ライター、蛍光灯は、水銀含有製品の処理を行う専用業者で委託処理を行っています。

また、家庭から出る食用油と、事業系生ごみ（有機性廃棄物）の一部は、鴨田エコパークでし尿汚泥と混ぜてメタンガス発電と肥料化（資源化）が行われています。

### ⑤ 最終処分

名古屋市のごみ処理施設で中間処理された後の焼却残渣は、組合及び公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）の最終処分場に埋め立てられています。

組合の保有する最終処分場の概要は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 最終処分場の概要

| 項 目     | 内 容                                       |
|---------|-------------------------------------------|
| 施設名称    | 北名古屋衛生組合藤岡最終処分場                           |
| 所在地     | 愛知県豊田町西中山町向イ原 141 番-1                     |
| 埋立面積    | 9,700m <sup>2</sup>                       |
| 埋立容量    | 91,800m <sup>3</sup>                      |
| 残余容量    | 50,834m <sup>3</sup> （平成 31 年 3 月現在）      |
| 埋立開始    | 平成 7 年 4 月                                |
| 処理方式    | 準好気性埋立（サンドイッチ方式）                          |
| 浸出水処理設備 | 凝集沈殿処理＋接触ばっ気生物処理＋凝集沈殿処理<br>＋砂ろ過処理＋活性炭吸着処理 |

## （２）ごみ処理の実績

### ① ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 4-2 に示すとおりとします。

本計画では、町民及び事業者などによって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や民間事業者による資源の回収、町民による自家処理（生ごみの減量化など）などについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、本計画で扱うごみの量とします。

「ごみ総排出量」のうち、本町の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源と集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び有害・危険ごみを「家庭系ごみ」とします。

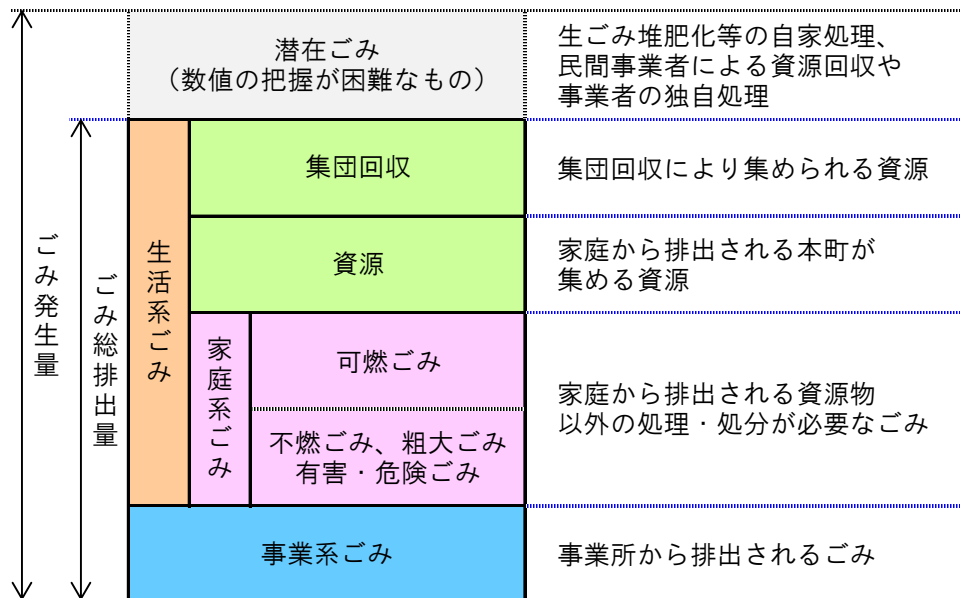


図 4-2 ごみ区分の定義

### ② ごみ排出量・処理量の推移

本町における過去 10 年間のごみ排出量、中間処理量、資源化量及び最終処分量の推移は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 ごみ排出量・処理量の推移

| 項目                    |               | 単位    | 実績       |          |          |          |          |          |          |          |          |          |
|-----------------------|---------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                       |               |       | H21      | H22      | H23      | H24      | H25      | H26      | H27      | H28      | H29      | H30      |
|                       |               |       | 2009年    | 2010年    | 2011年    | 2012年    | 2013年    | 2014年    | 2015年    | 2016年    | 2017年    | 2018年    |
| 処理区域内人口（年度末人口）        |               | 人     | 14,624   | 14,409   | 14,770   | 14,972   | 15,113   | 15,211   | 15,394   | 15,544   | 15,726   | 15,811   |
| 現<br>計<br>画<br>目<br>標 | ごみ1人1日排出量     | g/人・日 | 616      | 623      | 621      | 613      | 618      | 619      | 618      | 610      | 610      | 614      |
|                       | 資源1人1日排出量     | g/人・日 | 119      | 111      | 111      | 102      | 97       | 93       | 89       | 85       | 82       | 77       |
|                       | 事業系ごみ排出量      | t/日   | 11.1     | 5.9      | 6.0      | 6.4      | 6.7      | 6.4      | 6.8      | 5.2      | 4.9      | 6.0      |
|                       | 1人1日あたりごみ総排出量 | g/人・日 | 1,493    | 1,146    | 1,139    | 1,143    | 1,160    | 1,131    | 1,146    | 1,032    | 1,006    | 1,069    |
| ごみ総排出量                |               | t/年   | 7,967.07 | 6,029.55 | 6,156.27 | 6,246.29 | 6,398.42 | 6,282.03 | 6,458.15 | 5,856.44 | 5,772.74 | 6,167.49 |
| 中<br>間<br>処<br>理      | 生活系ごみ         | t/年   | 3,771.01 | 3,733.57 | 3,849.20 | 3,823.08 | 3,865.88 | 3,882.50 | 3,908.20 | 3,875.18 | 3,920.66 | 3,936.28 |
|                       | ごみ（家庭系ごみ）     | t/年   | 3,287.33 | 3,277.73 | 3,357.38 | 3,352.36 | 3,409.06 | 3,438.63 | 3,480.25 | 3,460.16 | 3,501.18 | 3,545.44 |
|                       | 可燃ごみ          | t/年   | 2,918.53 | 2,927.01 | 3,024.86 | 3,045.81 | 3,098.78 | 3,129.27 | 3,171.38 | 3,181.41 | 3,225.56 | 3,248.22 |
|                       | 不燃ごみ          | t/年   | 315.57   | 315.06   | 290.77   | 266.60   | 268.98   | 263.67   | 264.82   | 237.71   | 225.95   | 240.30   |
|                       | 粗大ごみ          | t/年   | 49.80    | 32.95    | 38.14    | 35.98    | 37.82    | 41.80    | 40.44    | 37.76    | 45.36    | 52.29    |
|                       | 有害・危険ごみ       | t/年   | 3.43     | 2.71     | 3.61     | 3.97     | 3.48     | 3.89     | 3.61     | 3.28     | 4.31     | 4.63     |
|                       | 蛍光灯           | t/年   | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | 0.33     |
|                       | 乾電池           | t/年   | 3.43     | 2.71     | 3.61     | 3.97     | 3.48     | 3.89     | 3.61     | 3.08     | 4.13     | 4.13     |
|                       | ライター          | t/年   | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | 0.20     | 0.18     | 0.17     |
|                       | リサイクル資源       | t/年   | 483.68   | 455.84   | 491.82   | 470.72   | 456.82   | 443.87   | 427.95   | 415.02   | 419.48   | 390.84   |
|                       | びん            | t/年   | 77.78    | 77.93    | 77.41    | 76.09    | 75.80    | 73.20    | 74.23    | 73.61    | 71.70    | 69.82    |
|                       | 缶             | t/年   | 35.03    | 35.63    | 37.93    | 37.04    | 36.44    | 35.03    | 31.38    | 31.80    | 34.36    | 32.76    |
|                       | ペットボトル        | t/年   | 29.10    | 30.88    | 29.07    | 29.84    | 31.64    | 30.51    | 30.08    | 30.36    | 31.01    | 32.31    |
|                       | プラスチック製容器包装   | t/年   | 36.77    | 38.25    | 38.03    | 38.38    | 38.19    | 37.95    | 37.88    | 38.09    | 38.94    | 38.58    |
|                       | 食品トレイ         | t/年   | 3.00     | 2.90     | 2.79     | 2.79     | 2.61     | 2.42     | 2.23     | 2.09     | 2.02     | 2.00     |
|                       | 発泡スチロール       | t/年   | -        | 1.09     | 1.10     | 1.22     | 1.47     | 1.44     | 1.37     | 1.26     | 1.19     | 1.19     |
|                       | 古紙類           | t/年   | 287.91   | 252.65   | 288.71   | 268.20   | 253.77   | 246.59   | 232.18   | 218.64   | 222.19   | 196.84   |
|                       | 新聞            | t/年   | 163.86   | 136.75   | 163.53   | 149.10   | 140.64   | 138.67   | 131.75   | 123.49   | 125.93   | 106.75   |
|                       | 雑誌            | t/年   | 80.68    | 69.83    | 72.69    | 63.63    | 62.14    | 56.03    | 49.53    | 45.55    | 44.27    | 40.52    |
|                       | ダンボール         | t/年   | 43.37    | 46.07    | 52.49    | 55.47    | 50.99    | 51.89    | 50.90    | 49.60    | 51.99    | 49.57    |
|                       | 布類            | t/年   | 7.17     | 7.07     | 7.96     | 8.12     | 7.92     | 8.06     | 8.35     | 7.65     | 7.03     | 6.86     |
|                       | 紙パック          | t/年   | 6.92     | 7.10     | 6.78     | 6.53     | 6.21     | 5.82     | 5.58     | 5.32     | 5.34     | 5.31     |
|                       | 金物類           | t/年   | -        | 2.34     | 2.04     | 2.51     | 2.77     | 2.85     | 4.67     | 6.20     | 5.70     | 5.17     |
|                       | 事業系ごみ         | t/年   | 4,045.07 | 2,167.92 | 2,198.86 | 2,335.39 | 2,454.82 | 2,328.77 | 2,476.90 | 1,912.18 | 1,798.02 | 2,176.66 |
|                       | 可燃ごみ          | t/年   | 3,681.27 | 1,682.52 | 1,649.16 | 1,630.99 | 1,553.42 | 1,518.37 | 1,594.50 | 1,617.48 | 1,604.12 | 1,679.96 |
|                       | 生ごみ（鶴田エコパーク）  | t/年   | 363.80   | 485.40   | 549.70   | 704.40   | 901.40   | 810.40   | 882.40   | 294.70   | 193.90   | 496.70   |
|                       | 集団回収          | t/年   | 150.99   | 128.06   | 108.21   | 87.82    | 77.72    | 70.76    | 73.05    | 69.08    | 54.06    | 54.55    |
|                       | 古紙類           | t/年   | 147.09   | 124.34   | 105.05   | 85.17    | 75.23    | 67.97    | 70.87    | 66.71    | 52.23    | 52.48    |
|                       | 新聞・雑誌         | t/年   | 112.86   | 98.00    | 85.03    | 68.63    | 59.06    | 53.80    | 54.74    | 50.98    | 38.82    | 37.28    |
|                       | ダンボール         | t/年   | 34.23    | 26.34    | 20.02    | 16.54    | 16.17    | 14.17    | 16.13    | 15.73    | 13.41    | 15.20    |
|                       | 布類            | t/年   | 3.90     | 3.72     | 3.16     | 2.65     | 2.49     | 2.79     | 2.18     | 2.37     | 1.83     | 2.07     |
| 中<br>間<br>処<br>理      | 中間処理量（焼却・破砕）  | t/年   | 6,965.17 | 4,957.54 | 5,002.93 | 4,979.38 | 4,959.00 | 4,953.11 | 5,071.14 | 5,074.36 | 5,100.99 | 5,220.77 |
|                       | 可燃ごみ量         | t/年   | 6,599.80 | 4,609.53 | 4,674.02 | 4,676.80 | 4,652.20 | 4,647.64 | 4,765.88 | 4,798.89 | 4,829.68 | 4,928.18 |
|                       | 不燃・粗大ごみ量      | t/年   | 365.37   | 348.01   | 328.91   | 302.58   | 306.80   | 305.47   | 305.26   | 275.47   | 271.31   | 292.59   |
| 資<br>源<br>化           | 総資源化量         | t/年   | 1,045.65 | 1,069.30 | 1,149.73 | 1,262.94 | 1,435.94 | 1,325.03 | 1,383.40 | 778.80   | 667.44   | 942.09   |
|                       | 資源量（生活系）      | t/年   | 483.68   | 455.84   | 491.82   | 470.72   | 456.82   | 443.87   | 427.95   | 415.02   | 419.48   | 390.84   |
|                       | 資源量（事業系）      | t/年   | 363.80   | 485.40   | 549.70   | 704.40   | 901.40   | 810.40   | 882.40   | 294.70   | 193.90   | 496.70   |
|                       | 集団回収量         | t/年   | 150.99   | 128.06   | 108.21   | 87.82    | 77.72    | 70.76    | 73.05    | 69.08    | 54.06    | 54.55    |
|                       | 中間処理後資源化量     | t/年   | 47.18    | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        | -        |
|                       | リサイクル率（再生利用率） | %     | 13.1     | 17.7     | 18.7     | 20.2     | 22.4     | 21.1     | 21.4     | 13.3     | 11.6     | 15.3     |
| 最<br>終<br>処<br>分      | 最終処分量         | t/年   | 1,159.58 | 678.99   | 650.68   | 757.02   | 707.83   | 711.69   | 679.85   | 719.93   | 723.07   | 738.55   |
|                       | 中間処理後最終処分量    | t/年   | 1,159.58 | 678.99   | 650.68   | 757.02   | 707.83   | 711.69   | 679.85   | 719.93   | 723.07   | 738.55   |
| 最<br>終<br>処<br>分      | 最終処分率         | %     | 14.6     | 11.3     | 10.6     | 12.1     | 11.1     | 11.3     | 10.5     | 12.3     | 12.5     | 12.0     |

## ア ごみ総排出量

1人1日あたりごみ総排出量は、平成22年度に事業系ごみが大きく減少したことと、資源及び集団回収の量が減少したことにより、過去10年間で424グラム削減し減少傾向で推移しています。

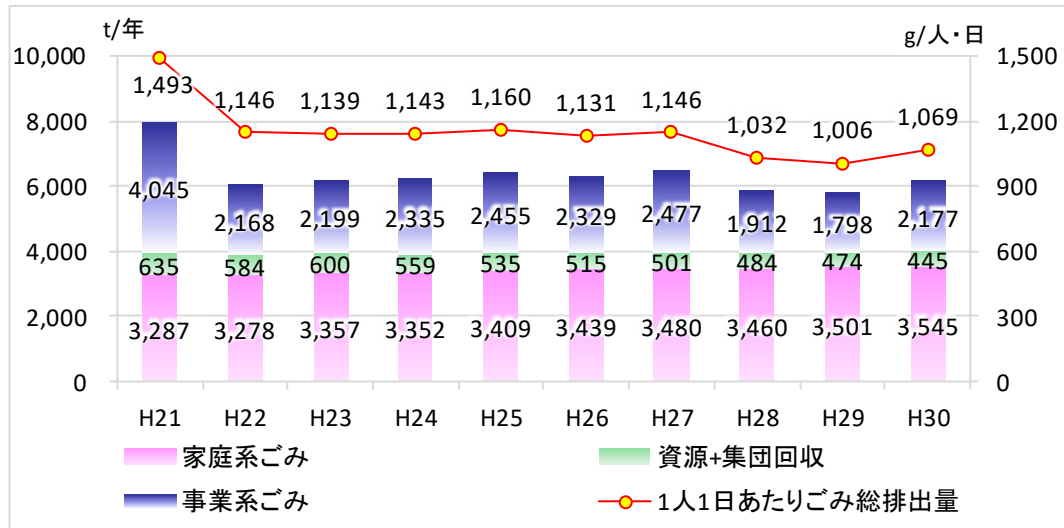


図 4-3 ごみ総排出量の推移

## イ 生活系ごみ排出量

家庭から出る資源以外の処理・処分を必要とする1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、過去10年間で2グラムの削減でした。

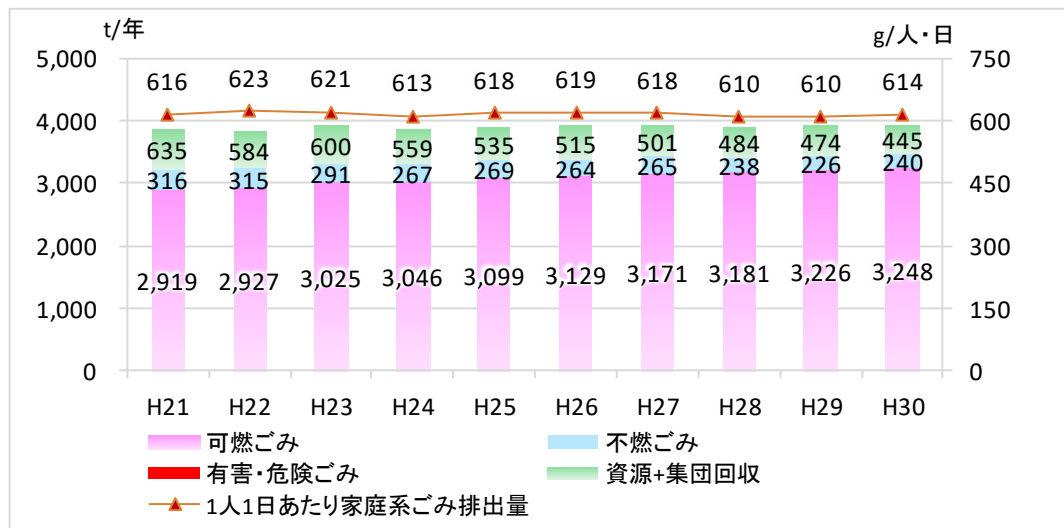


図 4-4 生活系ごみ排出量の推移

## ウ 事業系ごみ排出量

事業所から排出される可燃ごみの量は、平成 22 年度に名古屋市ごみ処理施設への搬入に伴う処理手数料の値上げにより事業者によるリサイクルが進み、約 3 分の 2 へ減少しましたが、その後は増加傾向が続いています。

鴨田エコパークに搬入される事業系生ごみは、施設が受入制限を行ったことにより、年変動が大きくなっています。

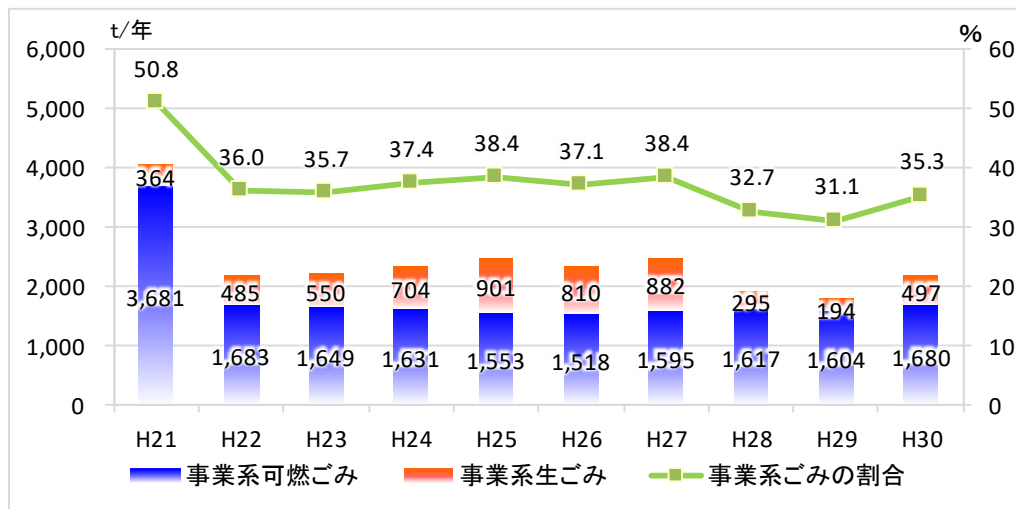


図 4-5 事業系ごみ排出量の推移

## エ 資源化量・リサイクル率

本町による資源回収及び集団回収により集められた資源のいずれも減少していることから、過去 10 年間の資源化量及びリサイクル率は減少しています。

なお、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、平成 22 年度以降名古屋市のごみ処理施設で処理を行っていますが、中間処理後の資源化に組合が関わっていないため、資源化量の把握は行っていません。

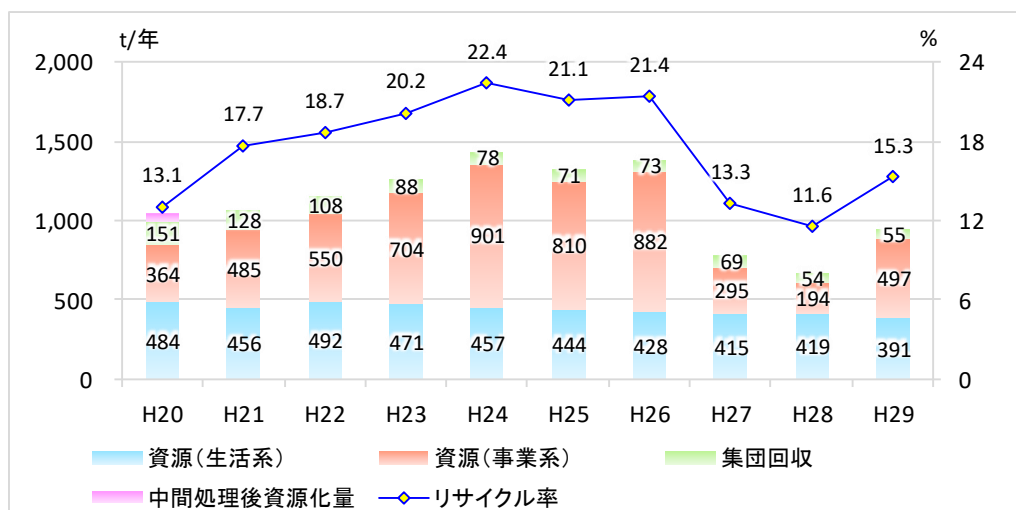


図 4-6 資源化量・リサイクル率の推移

才 最終処分量・最終処分率

最終処分量、最終処分率の推移は、図 4-7 に示すとおりです。

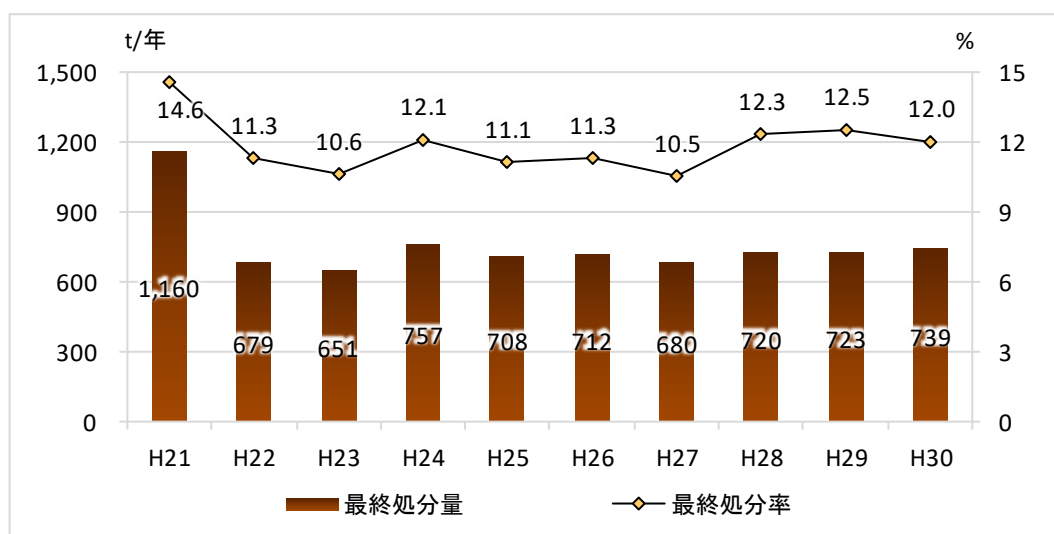


図 4-7 最終処分量の推移

### (3) アンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考え方を把握し、計画策定のための資料とすることを目的にして、アンケート調査を実施しました。

#### ① 調査の概要

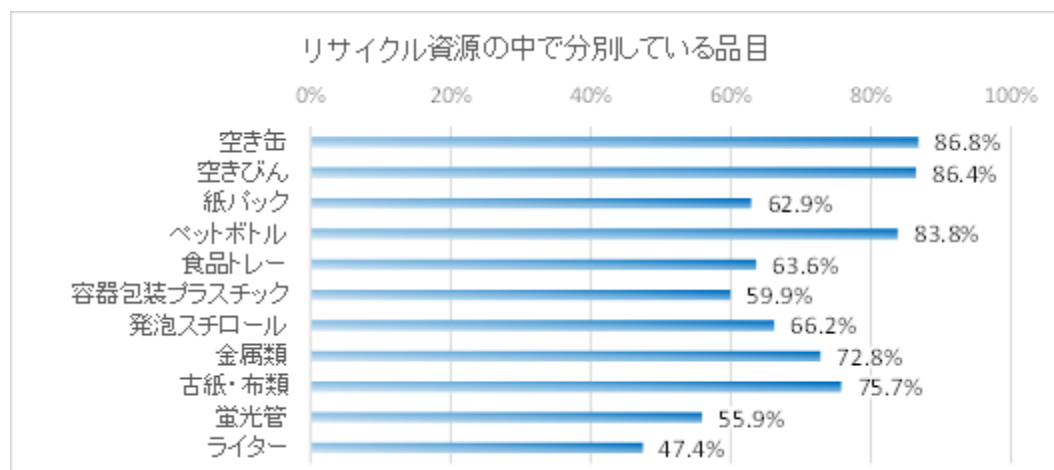
調査の概要は、表 4-5 に示すとおりです。

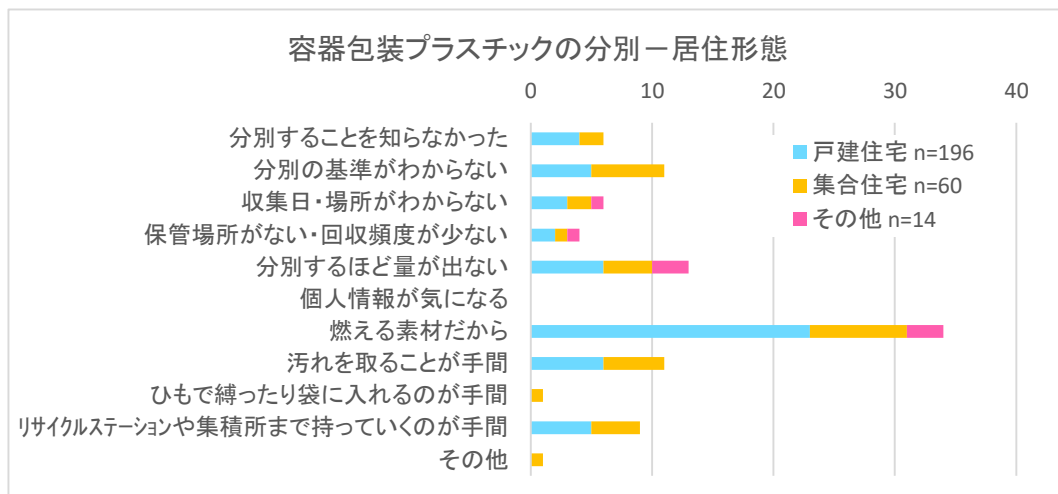
表 4-5 アンケート調査の概要

| 項 目  | 内 容                                 |
|------|-------------------------------------|
| 調査対象 | 住民基本台帳から 18 歳以上 1,000 件を無作為に抽出      |
| 調査方法 | 郵送による送付・回収、無記名式                     |
| 実施期間 | 令和元年 7 月 19 日（送付日）～8 月 5 日（調査票回収期限） |
| 回収状況 | 回収数：272 通、回収率：27.2%、標本誤差※：5.8%      |

#### ② 調査結果（抜粋）

資源の分別はしていますか？の問いに対して、容器包装プラスチックの分別を行っていない割合が 4 割ほど認められ、その理由として燃える素材だからとの回答が最も多い状況でした。





### ③ 住民満足度

『町町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示された調査項目についてアンケート調査を実施し、住民満足度を算出しました。

調査の結果住民満足度は「4.1点」となり、平均点3点を大きく上回りましたが、3Rへの取り組み、情報公開に関する認知度が低いことから、住民にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表 4-6 アンケート調査項目

| 項 目  | 設 問                             |
|------|---------------------------------|
| 収集   | ごみの収集(収集回数や分別区分など)に関して満足していますか？ |
| 取り組み | 豊山町の3Rへの取組に満足していますか？            |
| 情報公開 | ごみ処理や3Rの情報提供に満足していますか？          |
| 清潔さ  | 街の清潔さに関して、あなたはどの程度満足していますか？     |

## 2. 現状施策におけるごみ発生量の見込み

今後、ごみ処理において新たな施策を行わず、現行の施策を保持した場合のごみ排出量の見込みは、以下に示すとおりです。

### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の見込みは、図 4-8 に示すとおりです。

平成 20 年度に 1,504 グラムあった 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、令和 16 年度に 1,064 グラムまで減少する見込みです。

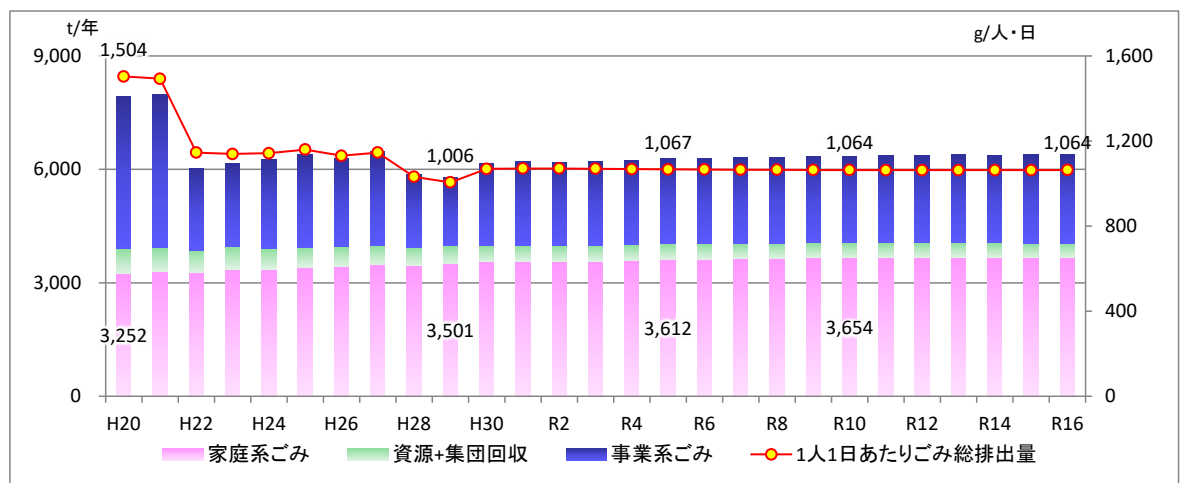


図 4-8 ごみ総排出量の見込み

### (2) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の見込みは、図 4-8 に示すとおりです。

令和 16 年度の 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は、611 グラムまで減少する見込みです。

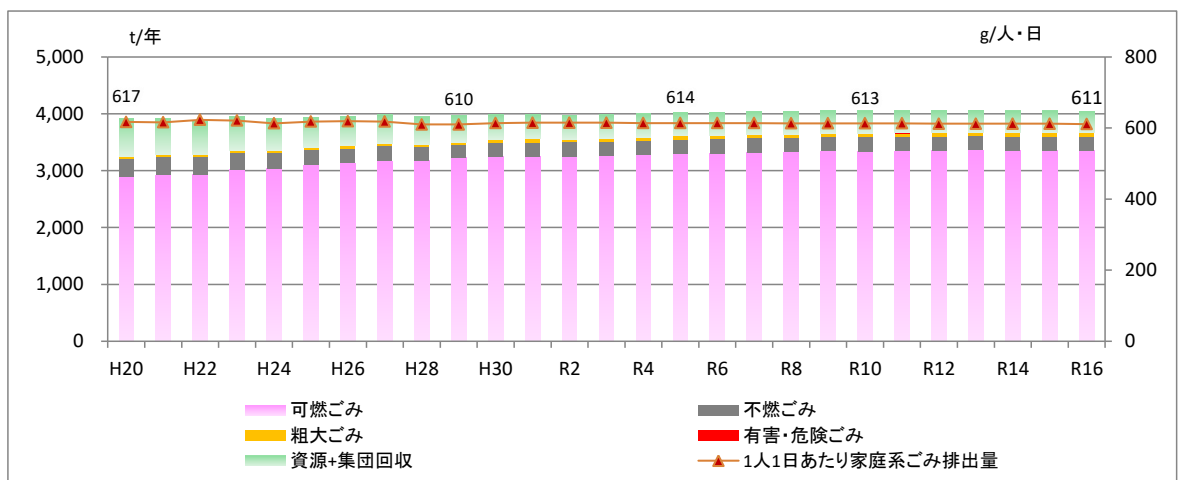


図 4-9 生活系ごみ排出量の見込み

### (3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の見込みは、図 4-10 に示すとおりです。

事業系可燃ごみ、事業系生ごみのいずれも横ばいで推移する見込みですが、生活系ごみ排出量が減少するため、事業系ごみの割合が増加する見込みです。

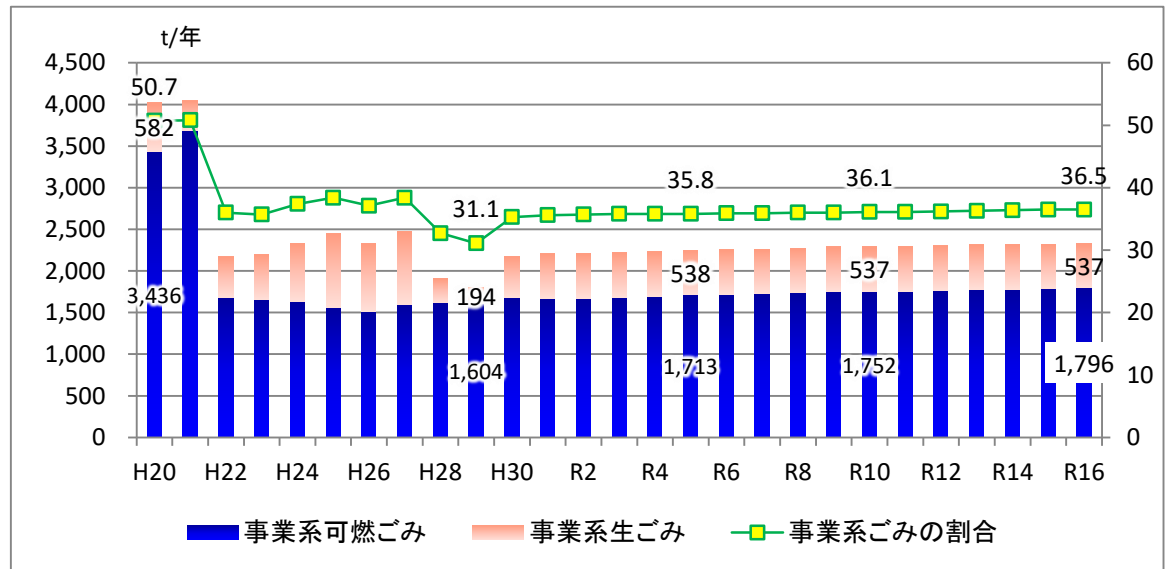


図 4-10 事業系ごみ排出量の見込み

### (4) 資源化量・リサイクル率

資源化量及びリサイクル率の見込みは、図 4-11 に示すとおりです。

資源回収及び集団回収により集められる古紙類が減少すると見込まれるため、資源化量及びリサイクル率は減少すると見込まれます。

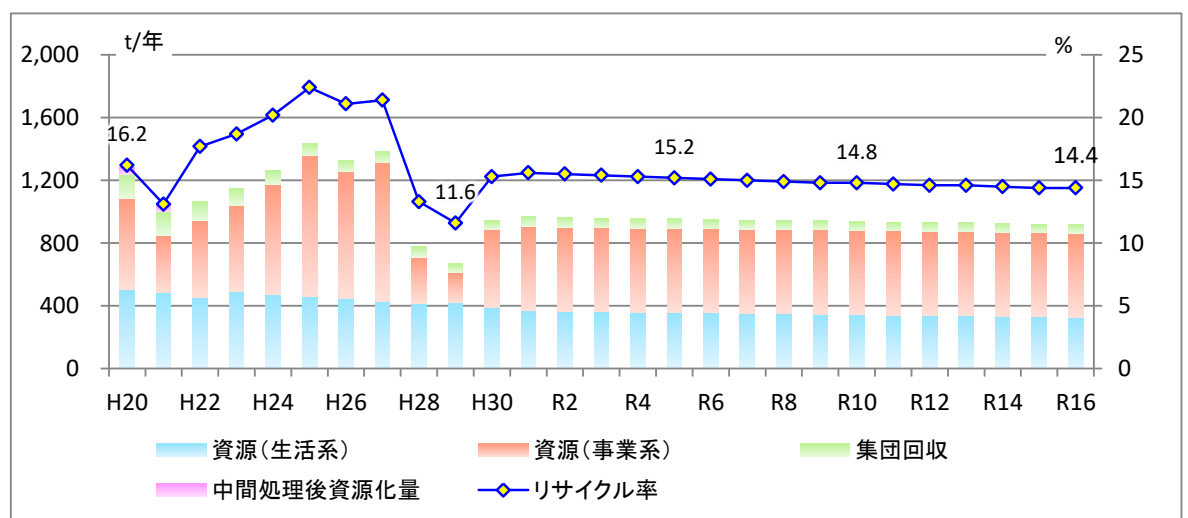


図 4-11 資源化量・リサイクル率の見込み

# (5) 最終処分量・最終処分率

最終処分量及び最終処分率の見込みは、図 4-12 に示すとおりです。

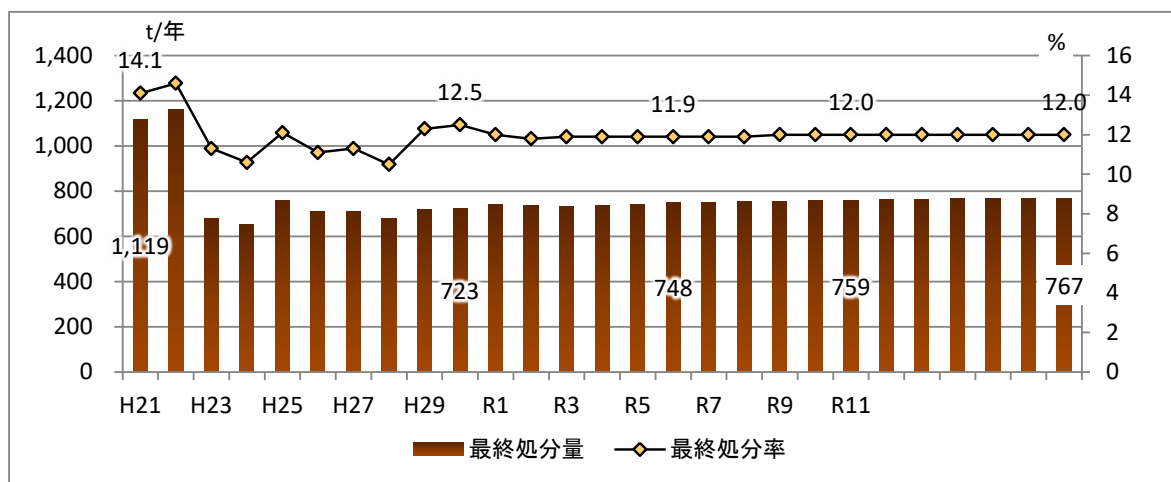


図 4-12 最終処分量・最終処分率の見込み

### 3. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から抽出した課題と取り組みの方向性は、図 4-13 に示すとおりです。

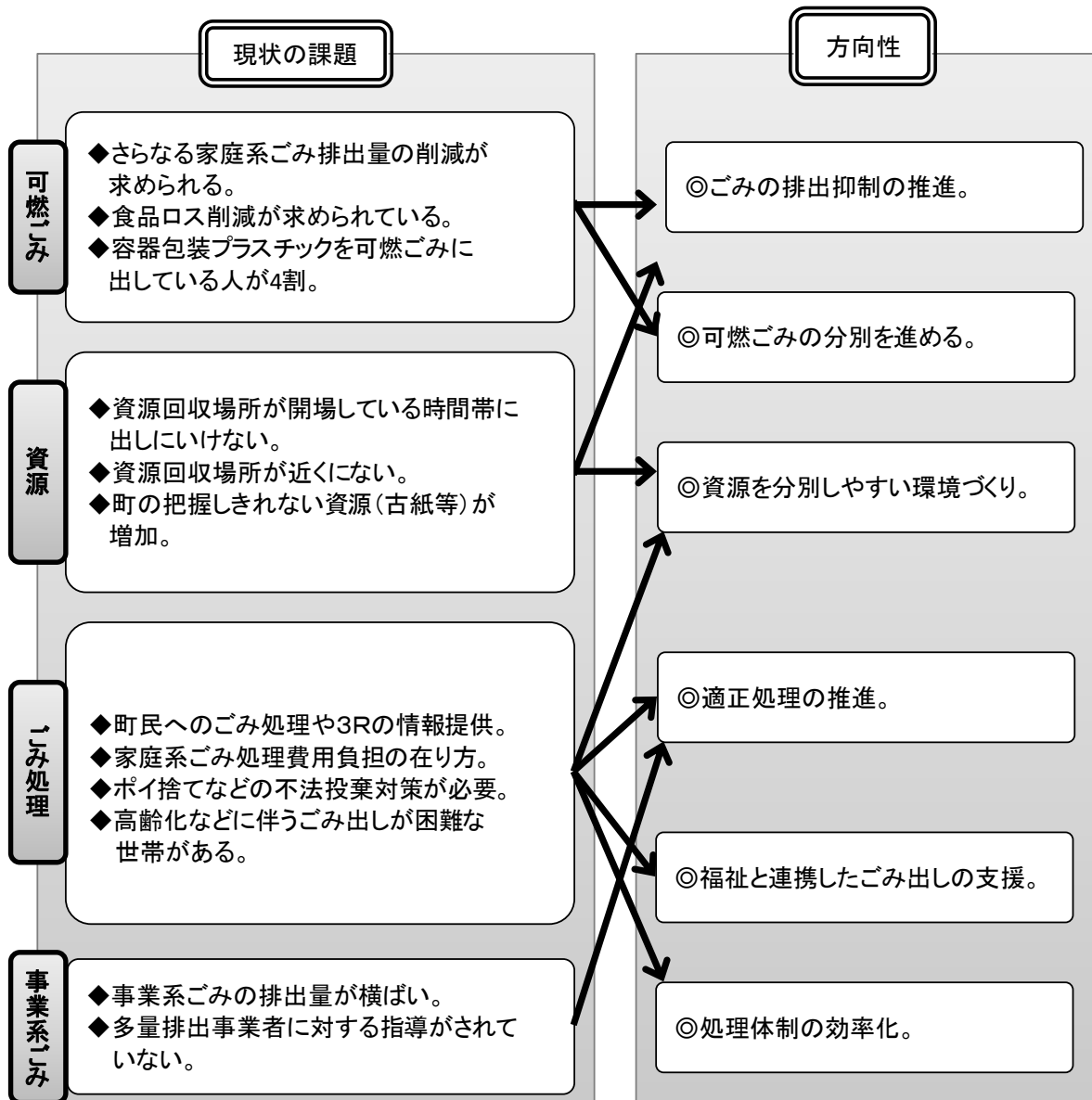


図 4-13 ごみ処理の課題

#### 4. ごみ処理基本計画

##### (1) 将来像・基本方針

本町では、第4次総合計画において、「小さくてキラリと輝くまちづくり」を基本理念とし、「にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ」の実現を目指しています。

本計画においてもこれを踏まえて、ごみ処理の将来像を以下のとおりとします。

##### 《ごみ処理の将来像》

地球にも人にも優しい持続可能なまち

##### 《基本方針》

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食糧や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せるような、資源生産性の高い循環型社会を構築することです。

国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成12（2000）年6月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

この計画では、第三次計画に掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みを引き続き中核的な事項として重視しつつ、更に「持続可能な社会づくりとの総合的取り組み」について将来像を描き、数値目標と実施すべき取り組みを具体的に記載しています。

本町においても、総合計画における分野別方針のうち、「循環型社会」では、「町民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担し協働で4Rの取組を推進し、ごみの発生と排出が抑制され、排出されたごみが資源として有効利用される循環型社会を構築するという共通目標を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

##### 【廃棄物処理の基本方針】

- 1：不要なものはもらわない・つぐらない（発生抑制：Refuse）
- 2：できる限り廃棄物を出さない。（発生抑制：Reduce）
- 3：同じ形状のまま再利用する。（再使用：Reuse）
- 4：物質として再資源化し、再生品を優先利用する。（再生利用：Recycle）
- 5：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。（適正処理）

(2) 数値目標

2034 年度（令和 16 年度）における数値目標は、「1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」とします。

1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量を 2034 年度に **540g**/人・日とします。

事業系ごみ排出量を 2034 年度に **5.0 t**/日とします。

(3) 施策の体系

表 4-7 施策一覧

| 施策・取り組み              |                         | 基本方針 |     |      |
|----------------------|-------------------------|------|-----|------|
|                      |                         | 排出抑制 | 資源化 | 適正処理 |
| <b>施策 1 ごみの発生抑制</b>  |                         |      |     |      |
| 1-1                  | 家庭系可燃ごみの食品ロス削減          | ○    |     |      |
| 1-2                  | 多量排出事業者への減量・資源化指導       | ○    |     |      |
| 1-3                  | 家庭系ごみの適正な手数料負担の検討       | ○    |     |      |
| 1-4                  | 集団回収の支援の検討              | ○    |     |      |
| <b>施策 2 広報・啓発</b>    |                         |      |     |      |
| 2-1                  | 広報ツールの充実                | ○    | ○   | ○    |
| 2-2                  | 町民参加型のイベントへの支援・協力       | ○    | ○   | ○    |
| 2-3                  | ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及啓発 | ○    | ○   | ○    |
| 2-4                  | 環境教育の推進                 | ○    | ○   | ○    |
| 2-5                  | 事業者に対しての広報啓発・指導         | ○    | ○   | ○    |
| <b>施策 3 適正処理等の推進</b> |                         |      |     |      |
| 3-1                  | 町民・事業者・町の協働             |      |     | ○    |
| 3-2                  | 資源回収の拡充                 |      |     | ○    |
| 3-3                  | 不法投棄対策の強化               |      |     | ○    |
| 3-4                  | ごみ出し困難者へのサポートの検討        |      | ○   | ○    |
| 3-5                  | 小売店での資源回収の推進            | ○    | ○   | ○    |

(1) 取り組み内容

3つの施策に基づく15の取り組み内容は、以下に示すとおりです。

表 4-8 (1) 取り組み内容

| No.          | 取り組み              | 内 容                                                                                                |
|--------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策 1 ごみの発生抑制 |                   |                                                                                                    |
| 1-1          | 家庭系可燃ごみの食品ロス削減    | 食品ロス削減を推進するため、調査や削減手法の検討を行います。                                                                     |
| 1-2          | 多量排出事業者への減量・資源化指導 | 多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の作成指導を行います。                                                               |
| 1-3          | 家庭系ごみの適正な手数料負担の検討 | さらなるごみ減量に向けて、適正な処理料金の導入を検討します。                                                                     |
| 1-4          | 集団回収の支援           | 資源回収の活性化及び再資源化を推進するため、公共施設等の場所の提供や回収業者の紹介、補助金制度の継続                                                 |
| 施策 2 広報・啓発   |                   |                                                                                                    |
| 2-1          | 広報ツールの充実          | ごみ問題に関心な人達が、目を引くような情報提供や広報啓発が重要であることから、広報誌やホームページへの掲載など、広報ツールの充実を図ります。                             |
| 2-2          | 町民参加型のイベントへの支援・協力 | フリーマーケット及びごみや資源に対する理解を深める町民参加型のイベントに対して場所の提供などの協力を行います。<br>イベント開催時に、ごみの減量・リサイクルの広報啓発、情報提供の充実を図ります。 |

表 4-8 (2) 取り組み内容

| No.           | 取り組み                       | 内 容                                                                               |
|---------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 施策 2 広報・啓発    |                            |                                                                                   |
| 2-3           | ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及・広報啓発 | ごみの発生・排出抑制を図るとともに、町民及び事業者のライフスタイルの変革、リサイクル意識の普及・広報啓発を充実します。                       |
| 2-4           | 環境学習の推進                    | 循環型社会の形成を目指した環境学習を推進する。ごみ問題の解決には、青少年の段階から環境に配慮する意識を定着させることが重要であり、充実を図ります。         |
| 2-5           | 事業者に対しての広報啓発・指導            | 事業者に対し、ごみの分別の徹底、減量・リサイクルの広報啓発・指導を行います。                                            |
| 施策 3 適正処理等の推進 |                            |                                                                                   |
| 3-1           | 町民・事業者・町の協働                | 町民、事業者及び町は、協働、連携し、ごみ減量施策に取り組めます。                                                  |
| 3-2           | 資源回収の拡充                    | プラスチック製容器包装の戸別収集と、資源回収の拠点として町民が日常的に利用できるよう常設の資源回収ステーションの整備や効率的な運用方法を検討します。        |
| 3-3           | 不法投棄等の対策強化                 | 不法投棄やポイ捨てが多い場所等に対し重点的なパトロールの実施や、監視カメラの設置などを行い、不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりを進めます。           |
| 3-4           | ごみ出し困難者へのサポートの検討           | 高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、もしくは妊娠・育児などの理由によって、ごみの分別や資源の持ち運びが困難な方に対するごみ出しサポートの方策を検討していきます。 |
| 3-5           | 小売店での資源回収の推進               | 小売店が再使用、再生利用に取り組み、ペットボトルやトレイ等を回収するよう、実施店舗の紹介等、協力体制を推進する。                          |

## (2) 施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表 4-9 に示すとおりです。

表 4-9 施策のスケジュール

| No. | 取り組み                       | 年 度 |    |    |    |    |    |      |    |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|----------------------------|-----|----|----|----|----|----|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |                            | R2  | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8   | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 |
| 1-1 | 家庭系可燃ごみの食品ロス削減             | 実施  | →  | →  | →  | →  | →  | →    | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 1-2 | 多量排出事業者への減量・資源化指導          | 実施  | →  | →  | →  | →  | →  | →    | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 1-3 | 家庭系ごみの適正な手数料負担の検討          | 実施  | →  | →  | →  | →  | →  | →    | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 1-4 | 集団回収の支援の検討                 | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 2-1 | 広報ツールの拡充                   | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 2-2 | 町民参加型のイベントへの支援・協力          | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 2-3 | ごみの発生・排出抑制、リサイクル意識の普及・広報啓発 | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 2-4 | 環境学習の推進                    | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 2-5 | 事業者に対しての広報啓発・指導            | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 3-1 | 町民・事業者・町の協働                | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 3-2 | 資源回収の拡充                    | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 3-3 | 不法投棄対策の強化                  | 強化  | →  | →  | →  | →  | →  | →    | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 3-4 | ごみ出し困難者へのサポートの検討           | 検討  | →  | →  | →  | →  | →  | →    | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |
| 3-5 | 小売店での資源回収の推進               | ←   | ←  | ←  | ←  | ←  | ←  | 継続実施 | →  | →   | →   | →   | →   | →   | →   | →   |

#### (4) ごみ排出量及び処理量の見込み

##### ① 人口推計

人口の将来予測は、豊山町第4次総合計画（平成30年3月）に示された人口の見通しを採用しました。

使用する将来人口は、表4-10及び図4-14に示すとおりです。

表4-10 将来人口の推計結果

| 項目 | 和 暦   | 西 暦   | 人 口     | 備 考  |
|----|-------|-------|---------|------|
| 実績 | 平成22年 | 2009年 | 14,624人 | 4月1日 |
|    | 平成26年 | 2013年 | 15,113人 |      |
|    | 平成31年 | 2018年 | 15,811人 |      |
| 推計 | 令和元年  | 2019年 | 15,823人 | 計算値  |
|    | 令和2年  | 2020年 | 15,834人 | 総合計画 |
|    | 令和3年  | 2021年 | 15,914人 | 計算値  |
|    | 令和4年  | 2022年 | 15,994人 |      |
|    | 令和5年  | 2023年 | 16,074人 |      |
|    | 令和6年  | 2024年 | 16,154人 |      |
|    | 令和7年  | 2025年 | 16,234人 | 総合計画 |
|    | 令和8年  | 2026年 | 16,268人 | 計算値  |
|    | 令和9年  | 2027年 | 16,302人 |      |
|    | 令和10年 | 2028年 | 16,337人 |      |
|    | 令和11年 | 2029年 | 16,371人 |      |
|    | 令和12年 | 2030年 | 16,405人 |      |
|    | 令和13年 | 2031年 | 16,414人 |      |
|    | 令和14年 | 2032年 | 16,422人 |      |
|    | 令和15年 | 2033年 | 16,431人 |      |
|    | 令和16年 | 2034年 | 16,439人 |      |

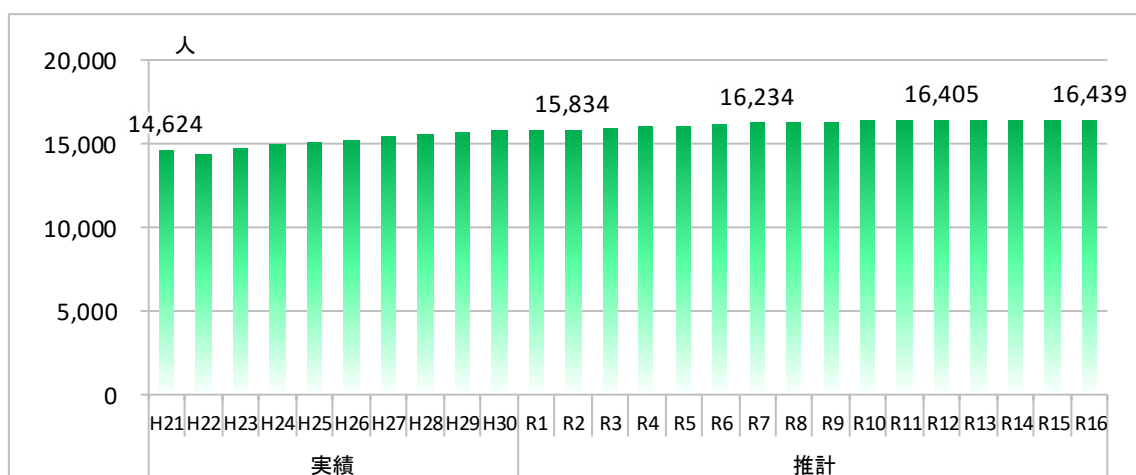


図 4-14 将来人口の推計結果

## ② ごみ総排出量の将来予測

本計画に記載した施策実施後のごみ総排出量の見込みは、図 4-15 に示すとおりです。

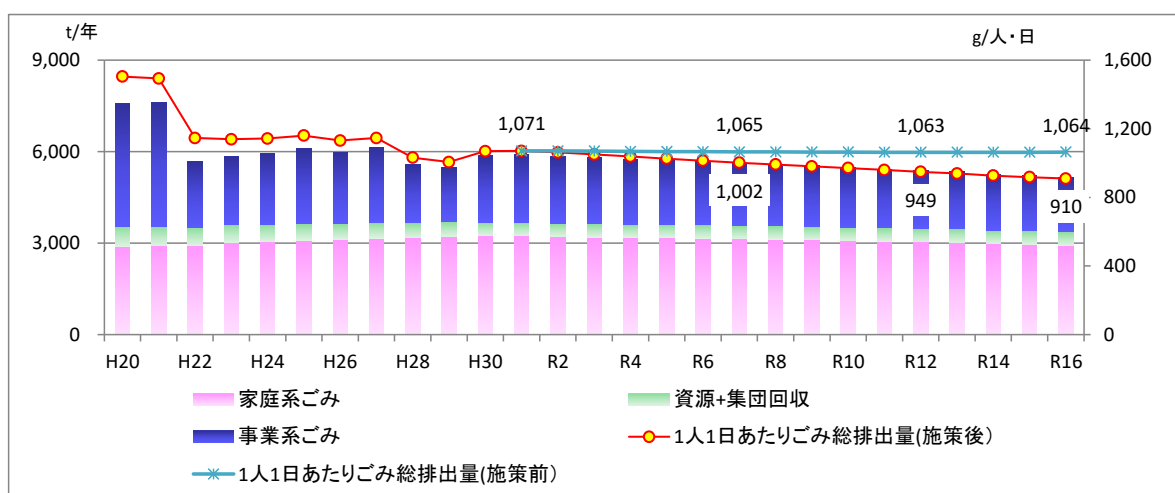


図 4-15 ごみ総排出量の見込み（施策実施後）

### ③ 資源化量・リサイクル率の将来予測

本計画に記載した施策実施後の資源化量及びリサイクル率の見込みは、図 4-16 に示すとおりです。

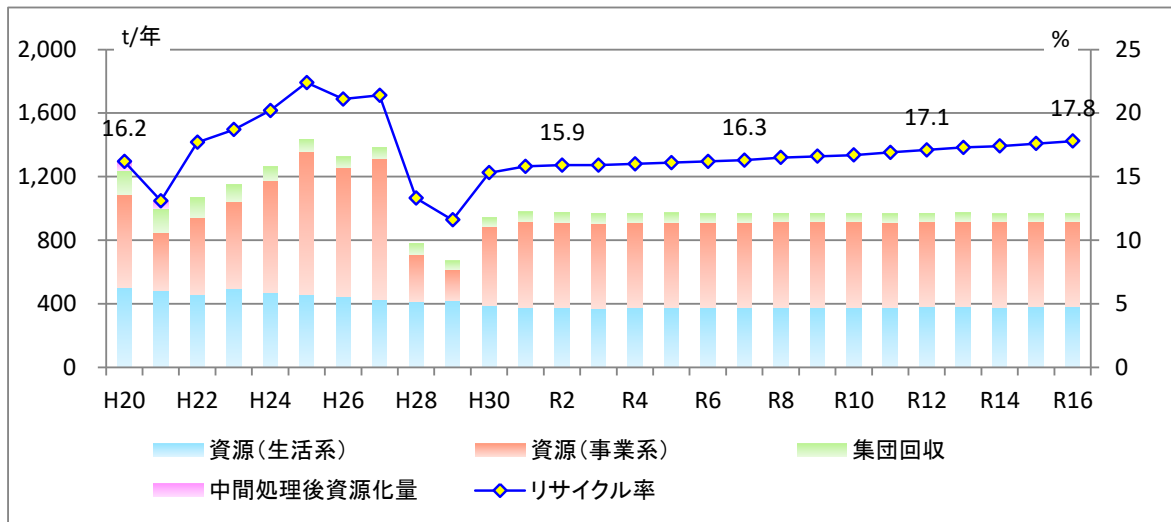


図 4-16 資源化量・リサイクル率の見込み（施策実施後）

### ④ 最終処分量・最終処分率の将来予測

本計画に記載した施策実施後の最終処分量及び最終処分率の見込みは、図 4-17 に示すとおりです。

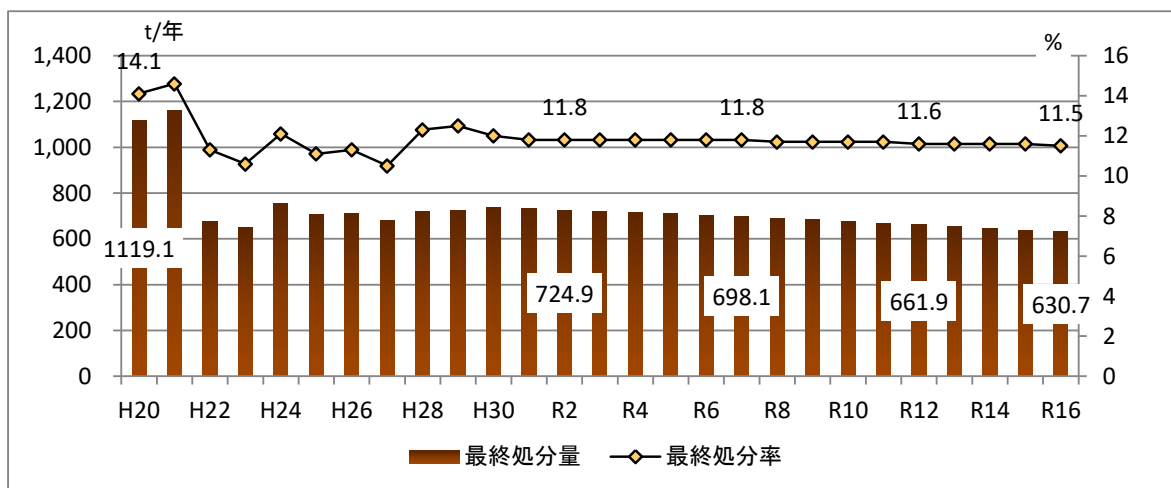


図 4-17 最終処分量・最終処分率の見込み（施策実施後）

## (5) ごみ処理に関する基本的事項

### ① ごみ処理フロー

目標年度（令和 16 年度）におけるごみ処理フローは、令和元年度と同じ処理体制を継続します。

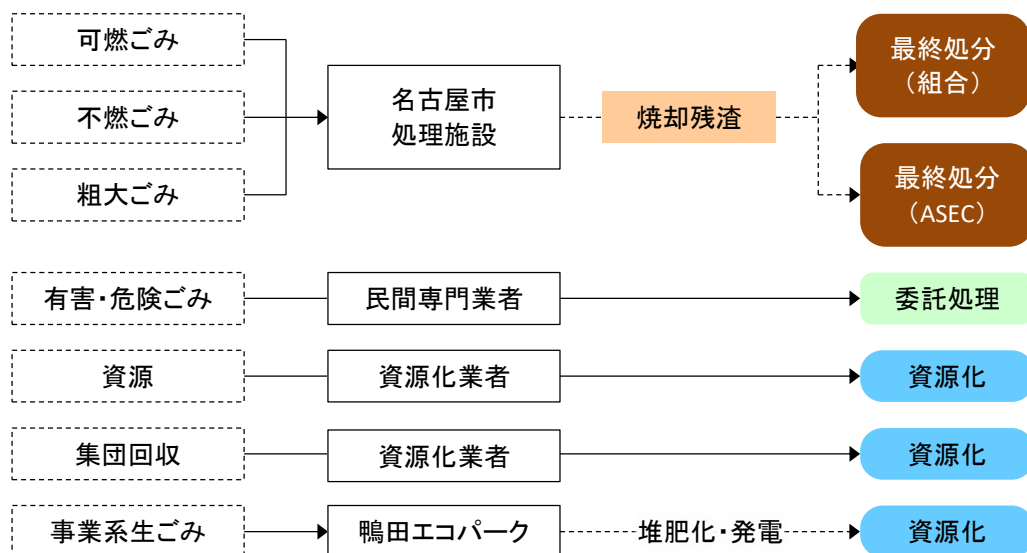


図 4-18 目標年度（令和 16 年度）におけるごみ処理フロー

② 収集・運搬計画

令和 16 年度における生活系ごみの収集・運搬体制は、表 4-11 に示すとおりです。

なお、事業系ごみの収集・運搬は、今後も事業者自らもしくは許可業者による収集とします。

表 4-11 収集・運搬体制（令和 16 年度）

| 分別項目  |             | 収集形態 | 収集方法     | 収集回数        |
|-------|-------------|------|----------|-------------|
| 家庭系ごみ | 可燃ごみ        | 委託   | 路線収集     | 週 2 回       |
|       | 不燃ごみ        |      |          | 月 2 回       |
|       | 粗大ごみ        |      | 戸別収集     | 週 1 回       |
|       | 乾電池         |      | 拠点回収     | 随時          |
|       | ライター        |      |          |             |
|       | 蛍光灯・体温計     |      |          |             |
| 資源    | びん          | 委託   | ステーション回収 | 月 2 回       |
|       | 缶           |      |          |             |
|       | ペットボトル      |      |          |             |
|       | プラスチック製容器包装 |      |          |             |
|       | 食品トレイ       |      |          |             |
|       | 紙パック        |      |          |             |
|       | 古紙類         |      |          |             |
|       | 古布類         |      |          | 月 1 回       |
|       | 上記資源        |      | 拠点回収     | 毎週<br>金・土・日 |

### ③ 中間処理計画

令和 11 年度における中間処理体制は、表 4-12 に示すとおりです。

表 4-12 中間処理体制（令和 16 年度）

| 分別項目    |             | 処理施設 | 処理方法                       |  |
|---------|-------------|------|----------------------------|--|
| 可燃ごみ    |             | 名古屋市 | 焼却（溶融）処理→最終処分              |  |
| 不燃ごみ    |             |      | 破碎処理後選別し、焼却（溶融）処理、資源化、最終処分 |  |
| 粗大ごみ    |             |      |                            |  |
| 乾電池     |             | 委託業者 | 一時保管し、委託業者により資源化           |  |
| ライター    |             |      |                            |  |
| 蛍光灯・体温計 |             |      |                            |  |
| 資源      | びん          |      | 委託業者により資源化                 |  |
|         | 缶           |      |                            |  |
|         | ペットボトル      |      |                            |  |
|         | プラスチック製容器包装 |      |                            |  |
|         | 食品トレイ       |      |                            |  |
|         | 古紙類         |      |                            |  |
|         | 古布類         |      |                            |  |
|         | 紙パック        |      |                            |  |
| 小型家電    |             |      |                            |  |

### ④ 最終処分計画

令和 16 年度における最終処分は、現状と同様に名古屋市ごみ処理施設で委託処理を行った中間処理後の焼却残渣を、組合の所有する藤岡最終処分場及び公益財団法人愛知臨海環境整備センターの最終処分場で埋立処分を行います。

なお、最終処分の管理・運営は、現状通り組合が主体となって行います。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 1. 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水施設等）及び個別処理施設（浄化槽等）があります。

本町の下水道は、新川流域関連公共下水道として整備しています。新川流域下水道には新川東部処理区と新川西部処理区があり、公共下水道を整備しています。新川東部処理区は、本町と北名古屋市の1市1町で構成されています。新川東部浄化センターは九之坪地区と二子地区の境にあり、平成20年3月31日から利用可能となりました。新川西部処理区は清須市と北名古屋市と稲沢市の3市で構成されています。新川西部浄化センターは清須市内にあり、平成25年3月31日から利用可能となりました。

下水道に接続するための排水設備工事には、トイレの水洗化や浄化槽の処理など多額の費用が必要となるため、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給制度を定めて、改造資金の融資あっせんとその融資に対する利子の補給を行い、接続率向上に努めています。

平成9（1997）年6月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、以降、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、平成13（2001）年4月の浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更に努めなければならないこととされています。

本町のし尿の収集・運搬については、本町が許可した業者が行っています。

### 2. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、表5-1に示すとおりです。

表5-1 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類                 | 対象となる生活排水 | 処理主体               |
|-------------------------|-----------|--------------------|
| 流域関連公共下水道<br>（流域下水道に接続） | し尿、生活雑排水  | 豊山町<br>（流域下水道は愛知県） |
| 合併処理浄化槽                 | し尿、生活雑排水  | 個人など               |
| 単独処理浄化槽                 | し尿        | 個人など               |
| 汚泥再生処理施設                | し尿、浄化槽汚泥  | 北名古屋市衛生組合          |

### 3. 生活排水の処理体系

本町における生活排水の処理体系は、図 5-1 に示すとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理をしている施設は、流域関連公共下水道と、個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

これらの施設で処理している人口は約 80%で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥とくみ取り便槽のし尿は、組合の汚泥再生処理施設「鴨田エコパーク」で処理され、し尿汚泥と生ごみ（事業系一般廃棄物）、食用廃油を混ぜメタン発酵してバイオガスを生成し発電を行うとともに、肥料を製造し資源化を行っています。

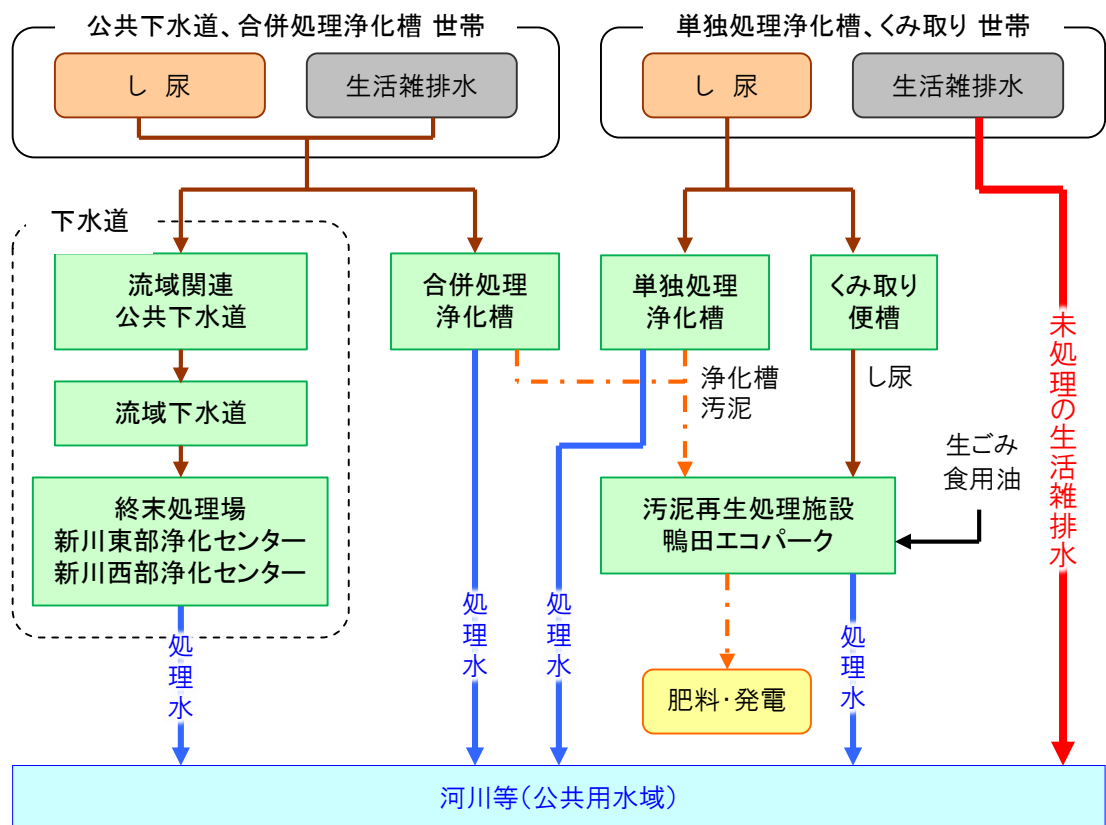


図 5-1 生活排水の処理体系

#### 4. 生活排水処理形態別人口の推移

本町における過去 10 年間の処理形態別人口の推移は、表 5-2 及び図 5-2 に示すとおりです。

公共下水道の普及に伴い、平成 30 年度の生活排水処理率は約 80%まで向上しました。

表 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

| 区 分            | 単位 | 実績     |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|----------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|                |    | 2009年  | 2010年  | 2011年  | 2012年  | 2013年  | 2014年  | 2015年  | 2016年  | 2017年  | 2018年  |
| 計画処理区域内人口      | 人  | 14,095 | 14,048 | 14,144 | 14,857 | 15,129 | 15,129 | 15,286 | 15,467 | 15,622 | 15,766 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口  | 人  | 7,671  | 8,176  | 8,736  | 9,678  | 10,350 | 10,350 | 11,387 | 11,969 | 12,384 | 12,796 |
| 公共下水道人口        | 人  | 1,204  | 2,031  | 2,868  | 3,867  | 4,811  | 4,811  | 6,595  | 7,552  | 8,191  | 8,853  |
| 合併処理浄化槽人口      | 人  | 6,467  | 6,145  | 5,868  | 5,811  | 5,539  | 5,539  | 4,792  | 4,417  | 4,193  | 3,943  |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口 | 人  | 5,894  | 5,458  | 5,084  | 4,914  | 4,572  | 4,572  | 3,778  | 3,409  | 3,166  | 2,914  |
| 単独処理浄化槽人口      | 人  | 5,894  | 5,458  | 5,084  | 4,914  | 4,572  | 4,572  | 3,778  | 3,409  | 3,166  | 2,914  |
| 非水洗化人口         | 人  | 530    | 414    | 324    | 265    | 207    | 207    | 121    | 89     | 72     | 56     |
| し尿人口（くみ取り）     | 人  | 530    | 414    | 324    | 265    | 207    | 207    | 121    | 89     | 72     | 56     |
| 自家処理人口         | 人  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 生活排水処理率        | %  | 54.4   | 58.2   | 61.8   | 65.1   | 68.4   | 68.4   | 74.5   | 77.4   | 79.3   | 81.2   |

備考：人口は 10 月 1 日現在

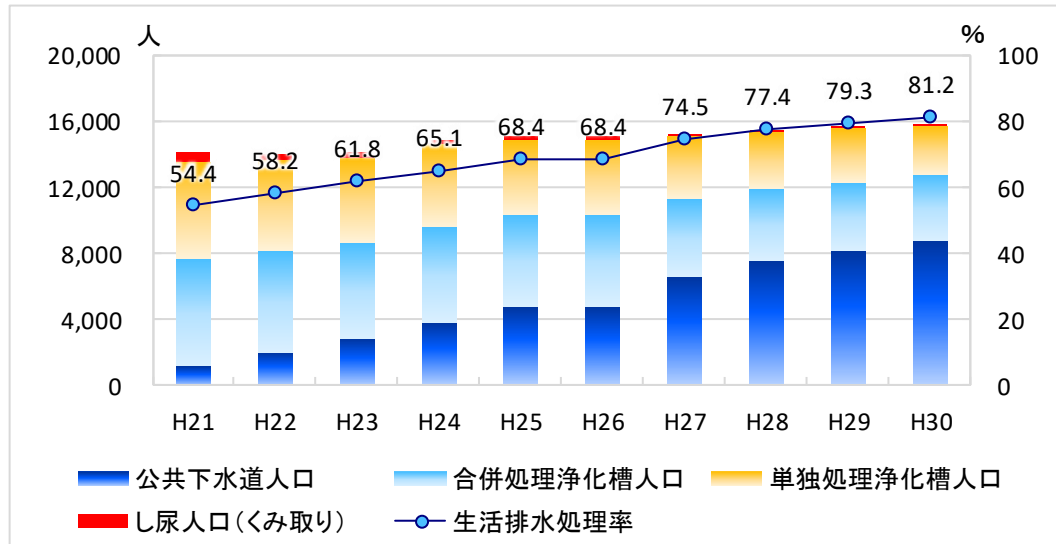


図 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

## 5. し尿及び汚泥の発生状況

本町における過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移は、表 5-3 及び図 5-3 に示すとおりです。

浄化槽人口及びし尿人口の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥発生量も減少しています。

表 5-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

| 区 分 |          | 単位   | 実績    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     |          |      | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   |
|     |          |      | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 |
| 発生量 | し 尿      | kL/年 | 676   | 622   | 555   | 511   | 458   | 439   | 404   | 390   | 355   | 305   |
|     | 浄化槽汚泥    | kL/年 | 5,247 | 5,149 | 5,311 | 4,954 | 5,263 | 5,315 | 4,821 | 5,540 | 6,113 | 6,932 |
|     | 合 計      | kL/年 | 5,923 | 5,771 | 5,866 | 5,465 | 5,721 | 5,754 | 5,225 | 5,930 | 6,468 | 7,237 |
|     | 1 日平均排出量 | kL/日 | 16.2  | 15.8  | 16.0  | 15.0  | 15.7  | 15.8  | 14.3  | 16.2  | 17.7  | 19.8  |

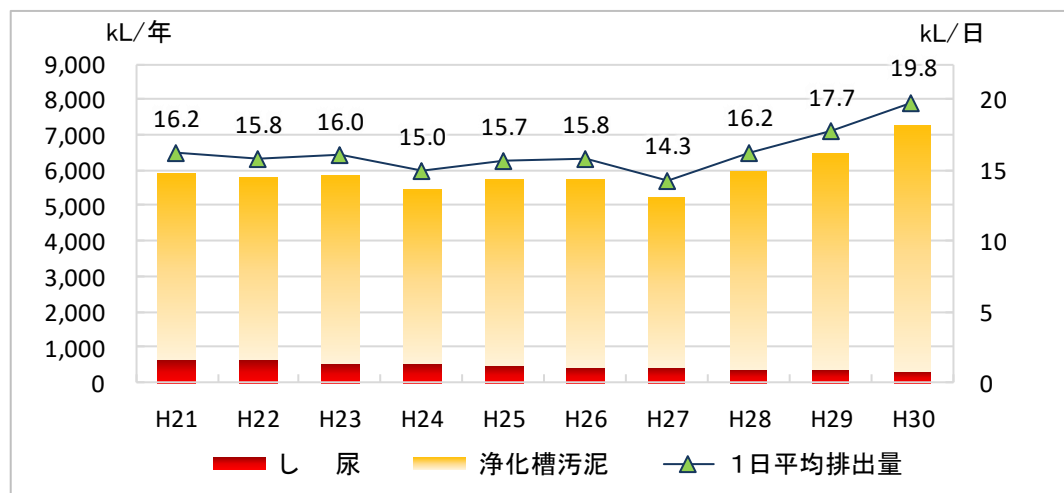


図 5-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

## 6. 収集・運搬

本町における収集・運搬体制は、表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4 収集・運搬体制

| 区分    | 収集運搬 | 業者数 | 収集回数    | 収集方法 |
|-------|------|-----|---------|------|
| し尿    | 委託業者 | 1 社 | 随時      | 各戸   |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者 | 1 社 | 年 1 回以上 | 各戸   |

## 7. 生活排水処理施設

### (1) 下水道

本町の下水道の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-5 下水道の概要

| 項 目                          |      |    | 新川東部浄化センター | 新川西部浄化センター |
|------------------------------|------|----|------------|------------|
| 計画目標年度                       |      |    | 令和7年度      |            |
| 将来行政人口(人)                    |      |    | 83,970     |            |
| 計画面積 (ha)                    |      |    | 1,332.8    | 46.2       |
| 計画人口 (人)                     |      |    | 76,780     | 1,300      |
| 家庭汚水量<br>原単位<br>(ℓ/人・日)      | 日平均  | 生活 | 275        | 275        |
|                              |      | 営業 | 55         | 55         |
|                              |      | 計  | 330        | 330        |
|                              | 日最大  |    | 440        | 440        |
|                              | 時間最大 |    | 660        | 660        |
| 地下水量原単位 (ℓ/人・日)              |      |    | 66         | 66         |
| 計画汚水量<br>(m <sup>3</sup> /日) | 日平均  |    | 37,417     | 575        |
|                              | 日最大  |    | 46,689     | 718        |
|                              | 時間最大 |    | 69,363     | 1,062      |

### (2) 汚泥再生処理施設

本町の汚泥再生処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-6 汚泥再生処理センターの概要

|           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 名 称       | 北名古屋衛生組合 鴨田エコパーク                |
| 所 在 地     | 北名古屋市九之坪五反地80番地                 |
| 処 理 能 力   | し尿14kL/日、浄化槽汚泥96kL/日、生ごみ7.14t/日 |
| 水 処 理 方 式 | 膜分離高負荷脱窒素処理方式(浄化槽汚泥対応型) + 高度処理  |
| 資 源 化 方 式 | 「メタン発酵→発電」、「堆肥化→農地還元」           |
| 放 流 先     | 排水路→1級河川鴨田川                     |
| 敷 地 面 積   | 7,000.32m <sup>2</sup>          |
| 供 用 開 始   | 平成17年4月                         |

## 8. 生活排水処理の課題

### (1) 生活排水処理率の向上

愛知県と全国の生活排水処理の実態について、「平成 29 年度一般廃棄物処理実態調査」（環境省）によると、愛知県の生活排水処理率は 86.3%でした。

愛知県では下水道整備の推進による生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

平成 29（2017）年度における本町と愛知県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 5-6 に示すとおりです。

表 5-6 生活排水処理形態別人口比較

| 区 分            | 単位 | 豊山町    | 愛知県       | 全国          |
|----------------|----|--------|-----------|-------------|
| 計画処理区域内人口      | 人  | 15,622 | 7,547,124 | 127,718,374 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口  | 人  | 12,384 | 6,511,894 | 110,579,691 |
| 下水道人口          | 人  | 8,191  | 5,525,111 | 95,702,906  |
| コミュニティ・プラント    | 人  | 0      | 10,948    | 320,123     |
| 合併浄化槽人口        | 人  | 4,193  | 975,835   | 14,556,662  |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口 | 人  | 3,166  | 903,911   | 10,542,991  |
| 単独処理浄化槽人口      | 人  | 3,166  | 903,911   | 10,542,991  |
| 非水洗化人口         | 人  | 72     | 131,319   | 6,595,692   |
| し尿人口（くみ取り）     | 人  | 72     | 131,233   | 6,528,065   |
| 自家処理人口         | 人  | 0      | 86        | 67,627      |
| 生活排水処理率        | %  | 79.3   | 86.3      | 86.6        |

本町では、水洗化促進として「水洗便所改造資金等融資あっせん制度」や「浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金制度」、単独浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽への転換を図る施策（浄化槽設置整備事業）により生活排水処理率の向上を図ってきましたが、平成 29（2017）年度の生活排水処理率 79.3%は、全国の 86.6%や愛知県の 86.3%を下回っています。

住宅が集中している地域では集合処理の利点を活かして、公共下水道の整備を推進する一方、農地などが広がり住宅などが散在する地域では個別処理の利点を活かして、既存のくみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水処理率を向上させる必要があります。

### (2) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査（浄化槽の 3 つの義務）について、愛知県は全国でも受験率の低い地域（11 条定期検査受験率：50.4% 平成 29 年度（2017）年度）であり、浄化槽の 3 つの義務をおこなっていない世帯が半数を占めています。

こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可

能性があるため、一層の周知を図る必要があります。

### （３）下水道整備

本町は、平成 13 年より新川流域下水道関連の公共下水道として市街地を中心に事業着手しています。

しかし、下水道未普及の早期解消や管理する下水道施設の増大など、下水道整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しているうえ、地方財政が厳しい状況にあるため、下水道整備の一層の効率化を図る必要があります。

## 9. 基本方針

本町では第4次総合計画において、「小さくてキラリと輝くまちづくり ～にぎわいとやすらぎのアーバンビレッジ～」を次世代に向けた将来像として定めています。

生活排水処理に関する環境像は、「快適で活気あふれるコンパクトなまち」を掲げ、基本施策として下水道の整備促進や下水道の接続促進が取り組み事項としています。

本計画においてもこれを踏まえて、生活排水処理の将来像及び基本方針を以下のとおりとします。

### 《生活排水処理の将来像》

身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指し、  
生活排水処理率100%を目指す。

### 《生活排水処理の基本方針》

#### 基本方針1

公共下水道整備区域では、早期の下水道接続を促進する。

#### 基本方針2

公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及を促進する。

#### 基本方針3

単独処理浄化槽世帯では、合併処理浄化槽への転換を推進する。

#### 基本方針4

浄化槽維持管理徹底のため、浄化槽管理者への指導・啓発を検討する。

#### 基本方針5

し尿・浄化槽汚泥は、鴨田エコパークにて安全で安定した処理を行う。

## 10.生活排水処理に係る方策

基本方針に基づき定める生活排水処理に係る方策は、以下の通りとします。

### 《公共下水道の推進》

公共下水道整備区域は、生活排水処理の早期実現を目指し、下水道整備計画の進捗を順守し、その整備推進を図る。

### 《公共下水道による水洗化率の向上》

公共下水道供用開始区域では、水洗化率 100%を目指し、早期の接続を促すよう広報啓発を図る。

### 《合併処理浄化槽の普及》

下水道整備区域外は、合併処理浄化槽の普及促進するため、設置補助などの支援を行う。

### 《合併処理浄化槽への転換》

単独処理浄化槽の廃止に伴う合併処理浄化槽への転換を図るため、広報啓発に努める。

### 《浄化槽の適正な維持管理》

浄化槽の機能が充分発揮されるよう、適正な維持管理の実施の重要性について広報啓発に努める。

### 《し尿及び浄化槽汚泥の適正処理》

鴨田エコパークでは、し尿及び浄化槽汚泥が適正に処理されるよう、北名古屋衛生組合及び北名古屋市と連携して施設の維持管理に努めるとともに、安定処理のため処理不適物の混入を防ぐよう広報啓発を行う。

## 1 1. 基本計画

### (1) 生活排水処理の数値目標

2034 年度における生活排水処理率の目標及び生活排水処理形態別人口は、以下に示すとおりです。

2034 年度の生活排水処理率を 1 0 0 % にします。

表 9-1 目標年次における生活排水処理形態別人口

| 区 分            | 単位 | 現在     | 目標年次   |
|----------------|----|--------|--------|
|                |    | H30    | R16    |
|                |    | 2018年度 | 2034年度 |
| 計画処理区域内人口      | 人  | 15,740 | 26,956 |
| 水洗化・生活雑排水処理人口  | 人  | 12,796 | 26,956 |
| 公共下水道人口        | 人  | 8,853  | 16,439 |
| 合併処理浄化槽人口      | 人  | 3,943  | 10,517 |
| 水洗化・生活雑排水未処理人口 | 人  | 2,914  | 0      |
| 単独処理浄化槽人口      | 人  | 2,914  | 0      |
| 非水洗化人口         | 人  | 30     | 0      |
| し尿人口（くみ取り）     | 人  | 30     | 0      |
| 自家処理人口         | 人  | 0      | 0      |
| 生活排水処理率        | %  | 81.3   | 100.0  |

### (2) 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、本町全域とし、公共下水道整備区域以外は、合併処理浄化槽により整備を行います。

(3) 施設及びその整備計画の概要

本町の生活排水処理における主要事業である下水道事業の概要は以下のとおりである。

表 9-2 下水道事業概要

| 項 目                          |             |    | 新川東部浄化センター | 新川西部浄化センター |
|------------------------------|-------------|----|------------|------------|
| 計画目標年度                       |             |    | 令和7年度      |            |
| 将来行政人口(人)                    |             |    | 83,970     |            |
| 計画面積 (ha)                    |             |    | 1,332.8    | 46.2       |
| 計画人口 (人)                     |             |    | 76,780     | 1,300      |
| 家庭汚水量<br>原単位<br>(ℓ/人・日)      | 日<br>平<br>均 | 生活 | 275        | 275        |
|                              |             | 営業 | 55         | 55         |
|                              |             | 計  | 330        | 330        |
|                              | 日最大         |    | 440        | 440        |
|                              | 時間最大        |    | 660        | 660        |
| 地下水量原単位 (ℓ/人・日)              |             |    | 66         | 66         |
| 計画汚水量<br>(m <sup>3</sup> /日) | 日平均         |    | 37,417     | 575        |
|                              | 日最大         |    | 46,689     | 718        |
|                              | 時間最大        |    | 69,363     | 1,062      |

#### (4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿、浄化槽汚泥は、これまでどおり、鴨田エコパークにおいて適正処理を実施していきます。

##### ① 収集運搬計画

###### ア 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行とおり本町全域とします。

###### イ 収集運搬の主体

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が一体の業務としてバキューム式汚泥収集車で行っています。

今後も、この体制を継続していくとともに、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

##### ② 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、鴨田エコパークに処理・処分を委託します。

#### 12. 普及啓発のための方策

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流水が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、愛知県が定める「生活排水対策に関する基本方針」に則り町民・事業者・行政各々で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

また、個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理により下水道と同等の処理性能が発揮できることを周知し、本町が設置している「水洗便所改造資金等融資あっせん制度」の活用による設置促進を働きかけていきます。

---

## 第6章 計画の推進

---

### 1. 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、本町でも低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮して取り組みを進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりが求められています。

このため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取り組みを推進します。

また、本町は一般廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を、名古屋市、北名古屋衛生組合及び民間業者に委託していることから、名古屋市、組合及び民間業者と協力し化石燃料使用量の抑制などを行い、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、生活排水対策を推進することで森・里・川・海の自然なつながりを支えていきます。

### 2. 計画の推進と公表

本計画の推進には、町民・事業者・行政の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開することにより情報提供を行います。

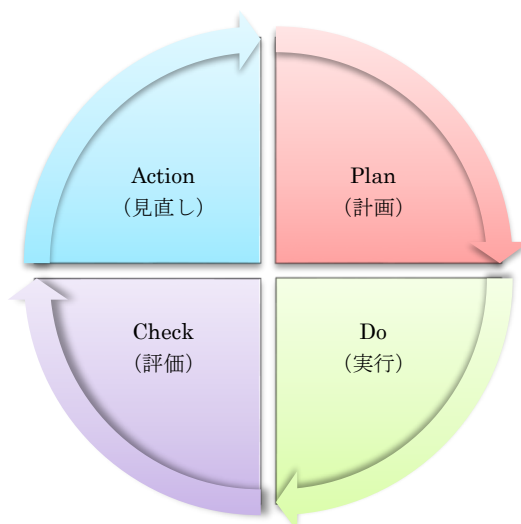


図7 PDCA サイクル